

旭川市 景観づくり基本計画 変更案

はじめに

文章差し替え

平成29年 月

旭川市長 西川 将人

目次

| | | |
|-------------------------|----------------|----|
| 序章 景観の定義と 計画の位置づけ | 1 景観とは | 6 |
| | (1)景観とは | 6 |
| | (2)景観の対象 | 6 |
| | 2 景観づくりとは | 7 |
| | (1)守る | 8 |
| | (2)育てる | 9 |
| | (3)つくる | 10 |
| | 3 景観づくり基本計画の目的 | 11 |
| 4 見直しの背景 | 12 | |
| 5 景観づくり基本計画の位置づけ | 13 | |
| 第一章 旭川の景観の特徴 | 1 自然 | 16 |
| | (1)気候 | 16 |
| | (2)地形 | 17 |
| | 2 生活 | 18 |
| | (1)土地利用 | 18 |
| | (2)交通 | 19 |
| | (3)まち並み | 20 |
| | (4)活動 | 21 |
| 第二章 目指す姿 | 1 重要な要素 | 24 |
| | 2 目指す姿 | 26 |
| | (1)自然と調和したまち | 26 |
| | (2)暮らしがみえるまち | 27 |
| (3)景観づくりの意識の高いまち | 27 | |
| 第三章 景観づくりの 目標と方針 | 1 景観づくりの目標 | 30 |
| | 2 景観づくりの方針 | 31 |
| | (1)まち並みづくり | 32 |
| | (2)活動づくり | 36 |
| 第四章 施策の展開 | 1 普及啓発 | 42 |
| | (1)意識の高揚 | 43 |
| | (2)情報の提供 | 44 |

| | | |
|--------------------------------------|-----------------|----|
| 第四章 施策の展開 | 2 制度 | 45 |
| | (1)登録及び認定 | 46 |
| | (2)景観計画 | 46 |
| | (3)大規模行為の景観形成 | 47 |
| | (4)景観計画重点区域 | 47 |
| | (5)景観重要建造物等 | 48 |
| | (6)景観協定 | 48 |
| | (7)表彰 | 49 |
| | (8)助成 | 49 |
| | (9)審議会 | 50 |
| | (10)景観整備機構 | 50 |
| (11)関連制度の活用 | 50 | |
| 3 体制 | 51 | |
| (1)行政機関 | 52 | |
| (2)市民・事業者・市のネットワーク | 53 | |
| 第五章 まち並みづくり・ 活動づくりの 具体的な展開例 | 1 景観ゾーンにおける取組例 | 56 |
| | (1)住宅地 | 56 |
| | (2)商業・業務地 | 57 |
| | (3)工業地 | 58 |
| | (4)田園 | 59 |
| | (5)緑地 | 60 |
| | 2 景観ラインにおける取組例 | 61 |
| | (1)道路 | 61 |
| | (2)鉄道沿線 | 62 |
| | (3)丘陵斜面地 | 63 |
| | (4)河川 | 64 |
| | 3 景観ポイントにおける取組例 | 65 |
| | (1)交通拠点 | 65 |
| | (2)眺望点 | 66 |
| (3)ランドマーク | 67 | |
| (4)景観形成重要物 | 68 | |
| 参考資料 | 1 関連制度 | 72 |
| | 2 景観づくりの展開例 | 75 |
| | 3 旭川の歴史 | 79 |
| | 4 基本計画見直しの経過 | 82 |
| | 5 旭川市景観審議委員名簿 | 83 |

序章

景観の定義と計画の位置づけ

景観づくり基本計画は、市民の生き活きとした暮らしが息づく景観をどのように形づくるかをまとめたものです。

ここでは、景観とは何か、景観づくりとは何か、この計画がどういう目的を持つものかなど、前提となる理念と計画の位置づけをまとめています。

1 景観とは

(1)景観とは

旭川には、四季折々に表情を変える山並みや緑豊かな丘陵、石狩川をはじめとする大小様々な河川など、地域固有の恵まれた自然があります。そして、人々の営みの積み重ねにより形づくられた田園や市街地が広がっています。景観とは、自然と人々の営みによりつくられたまち並みに、商店街のにぎわいや遊び回る子供たちの姿、地域で行われるお祭りの活気など、生活の様子が映し出されて見えてくるものです。

私たちが快適に心地よく暮らしていきたいと思ったとき、または、このまちを訪れた人に再び訪ねたいと思われるためには、景観はとても大切なものです。

(2)景観の対象

道路、橋、公園、広場などの公共空間は、普段の生活の中でよく目につきます。さらに、ビルや住宅などの建築物、煙突や鉄塔などの工作物、住宅の庭先や商店の店構えなど、私的な空間であっても、道路などの公共空間から見られている部分があります。これら目に見えるものや空間全てが景観の対象となります。

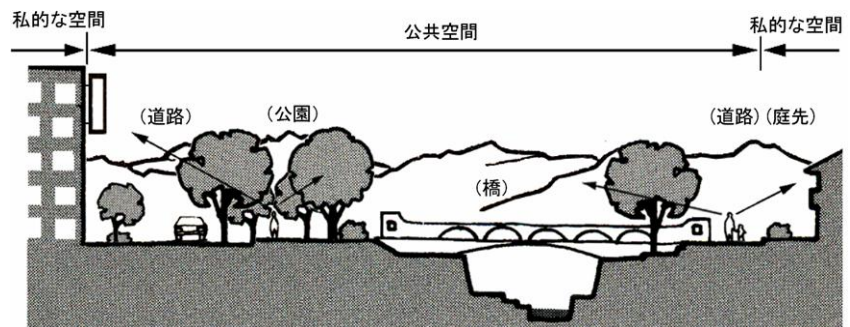


図 序-1 景観の対象

2 景観づくり とは

『景観づくりとは、良好な景観を守り、育て、つくること』

景観「づくり」というと、統一した様式の建物で新しいまち並みをつくることや、大きな建物を建てる時に意匠に凝ることなど、新しくつくるといふことのみを想定しがちになります。しかし、まちの魅力を感じることでできる景観は、新しいものにだけあるのではなく、自然や歴史、人々の生活から生まれる文化により生み出されます。景観「づくり」は新しい場面づくりばかりではなく、既に生まれている文化を楽しんだり、意識的に改善したりする活動全てを含んでいます。

まちを取り巻く森林や、個人の住宅の庭に見られる大きな樹木などは、私たちに四季の変化を感じさせてくれます。建物の形態や素材、窓や玄関などの装飾には、それらが作られた時代の雰囲気伝えるものがあります。

自然や歴史、文化は長い時間をかけて育まれてきたものであり、それらの積み重ねが、そのまち「らしさ」を生み出しています。しかし、それらは、人々の意識によっては失われてしまうものでもあります。誇りと愛着の持てるまちの景観は新たにつくり出すだけでなく、これまでに受け継がれてきた良好な景観を守り、育てていかななくてはなりません。

これには、多くの人々の知恵と協力が欠かすことのできないものとなります。そして、景観づくりは、私たちが普段の生活の中で出来ることから取組、それが地域に広がり、地域に根ざした景観を生み出すことで、継続的に発展していくものになります。

※1 旭川市景観条例

平成14年4月1日施行(平成19年3月23日改正)。市民が快適で心地よい生活を営むことができるように、景観づくりを総合的、計画的に進めるため、景観づくりの理念や市民、事業者、市の責務などの基本的な事項を定めた条例。

【景観づくりの理念】

- 景観づくりは、市民が快適で心地よい生活を営むことができるよう推進されなければならない。
- 景観づくりは、地域の自然環境との調和に配慮して推進されなければならない。
- 景観づくりは、地域の産業、文化及び歴史を生かして推進されなければならない。

旭川市景観条例^{※1}

(1)守る

魅力ある景観には、人々の多くの記憶が積み重なっていると言われていいます。作られた時代をしのばせる建物の素材や形、窓や玄関のつくりなどに、自分の持つ過去の記憶を重ね合わせることができます。そして、その記憶を子どもたちに伝えるための目に見える媒体ともなります。まちの歴史と人々の思い出の詰まった空間や建物、樹木などはできるだけ保存し、継承すべきものといえます。

また、個性的で魅力ある景観は、その地域ならではのものを大切にすることから生まれます。地域固有の動植物などは、その土地の景観に欠かせないものであり、保全して引き継いで行かなくてはなりません。

- その地域の文化や歴史を感じさせるものは、大切にしていける必要があります。
- 自然は、市民共通の財産であり保全しなくてはなりません。

(2)育てる

優れた景観には、そこに暮らす人々の気持ちが表れています。緑を愛する気持ち、古いものを大切にしようとする気持ち、周囲の人と協力しながら環境を良くしようとする気持ちなどです。景観を意識していなくても、その気持ちから生まれる行動により、心地よい景観が保たれ、さらに良くなっていきます。その気持ちを育てていくこと、そして、次のまちづくりを担う子どもたちの中にも景観についての関心を育てていくことが必要になります。

また、地域らしさを誇りに思うことができる景観も求められています。地域らしさは、その地域がつけられた場所の気候や地形の上に、まちが育ってきた歴史が積み重なり育まれていくものです。地域らしい景観は、まちの自然と歴史を踏まえ、人々が知恵を出し合って育てるものです。

- 景観づくりという意識を育てていくことが必要です。
- 地域らしさを生み出すまちの歴史や樹木などの植物は、時間をかけて育てていくものです。

(3)つくる

新しくつくるものは、それ自体の機能を満たすものであるとともに、景観を考慮したものでなくてはなりません。

建築物の形と色は、その大きさから、景観に大きな影響を与えます。大きな建物はランドマーク^{※2}の役割も果たします。優れた植栽は、まちの潤いある背景となり、四季の移り変わりに応じてまちを彩ります。魅力的につくられた案内看板やベンチなどのストリートファニチャー^{※3}は、その本来の機能に加えて、道路や広場にリズム感や楽しさ、美しさをもたらします。

ものをつくるときには、それが置かれる空間全体がどのような印象を目指しているのかを認識することが重要です。

※2 ランドマーク

まちや地域を印象付けたり、地理的な目印となったりするもの

※3 ストリートファニチャー

バス停や公衆電話ボックスなどの小さな建造物や照明灯、ポスト、ベンチなど外に置かれているもの

- 新たに造られる建築物やそれに付随する構築物等は、まち並みに調和したものが求められます。
- 通りに花を飾ったり、看板をかけたり、少しの工夫でも美しい景観をつくることができます。

3 景観づくり 基本計画の 目的

新たな世紀を迎え、社会情勢の変化や個人のライフスタイルの多様化など、私たちを取りまく環境は大きく変化しています。この変化の中、人々は、ゆとりと安らぎの感じられる生活を求めてきています。ゆとりと安らぎを感じることができる生活環境をつくるためには、恵まれた自然と積み重ねられた歴史や文化から生まれる景観が重要な役割を担っています。良好な景観を守り、育て、つくる「景観づくり」を進めることは、人びとにゆとりと安らぎを与えると共に、旭川の魅力を引き出すことで、愛着や誇りを感じさせるまちづくりへとつながっていくものとなります。

景観づくりを進めていくためには、市民、事業者、市がお互いに協力し、それぞれの役割を担いながら、取り組んでいくことが重要になります。景観づくりを協力して行うためには、誰もが共有できる目標と、目標に向けた景観づくりの方針を示すことが必要です。

また、お互いに協力し合い、長い時間をかけて取り組んでいく景観づくりには、計画的に進めるための手法、ルールが欠かせません。

この景観づくり基本計画は、景観づくりの目標や方針、推進方策を示すことにより、景観づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

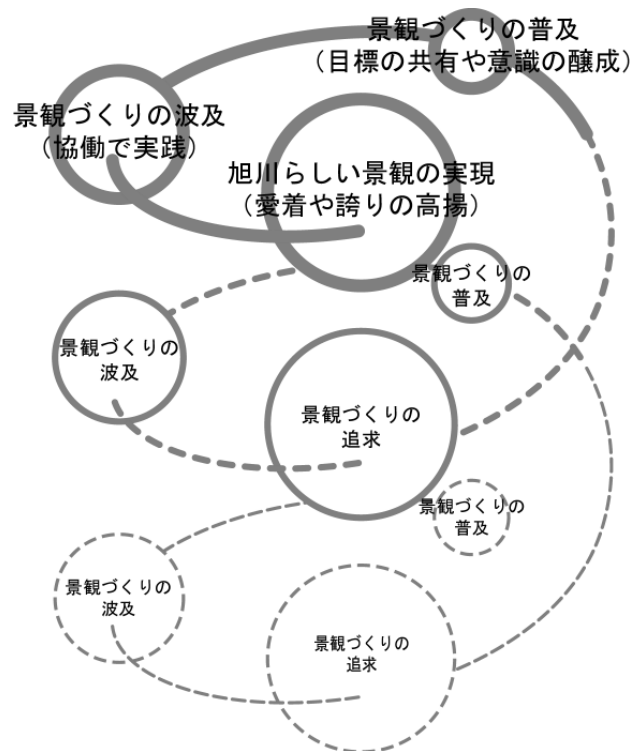


図 序-2 景観づくりの目指すもの

4 見直しの背景

※4 第8次旭川市総合計画

旭川市まちづくり基本条例第17条第2項に基づく総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画であり、期間を平成28年度から平成39年度までの12年間としている。

※5 都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、策定する。市民の意見を反映させながら、将来都市像や地域別の都市計画の方針をきめ細かく定める都市計画に関する基本的な方針。

平成15年に本計画を策定して以降、景観づくりを進めるための制度が整備されました。平成16年に我が国初の総合的な景観に関する法律である「景観法」が施行され、景観に関する様々な制度が定められました。旭川市は、景観法の施行に伴い景観行政団体となったことを受けて、平成19年には旭川市景観条例の改正及び景観法に基づく旭川市景観計画の策定を行っています。

また、本市の景観の大きな変化として、四半世紀をかけて実施してきた「北彩都あさひかわ地区」の整備事業が完了し、JR旭川駅を中心とした都心に新しい景観が生まれてきています。良好な都市景観をつくり、将来にわたって持続していくためにも、さらなる市民や事業者の皆さんとの協働による景観づくりが求められます。

このような本市の景観づくりに関する状況の変化や、第8次旭川市総合計画^{※4}及び旭川市都市計画マスタープラン^{※5}との整合を図るため、本計画の見直しを行いました。

5 景観づくり 基本計画の 位置づけ

旭川市景観条例は、第6次旭川市総合計画に基づき平成14年に制定されました。その後、景観法施行に伴い景観行政団体となったことを受け、景観法に基づく条例とするため平成19年に改正を行っています。

本計画は、旭川市景観条例第7条に基づき策定するものです。本市の景観づくりを総合的かつ計画的に進めるものとして、本市の最上位計画である旭川市総合計画との整合を図ると共に、その他のまちづくり計画、国・道の計画などとも連携を図っていきます。

旭川市都市計画マスタープランにおいては、旭川市域における都市の将来像や地域づくりの目標等が示されており、景観づくりに関しても方針が示されていることから、特に連携を密にして進めていきます。

今後は、総合計画や他のまちづくり計画との整合を図るために総合計画の策定期間に合わせ、景観づくりの進展状況や社会情勢を踏まえて見直しを行います。

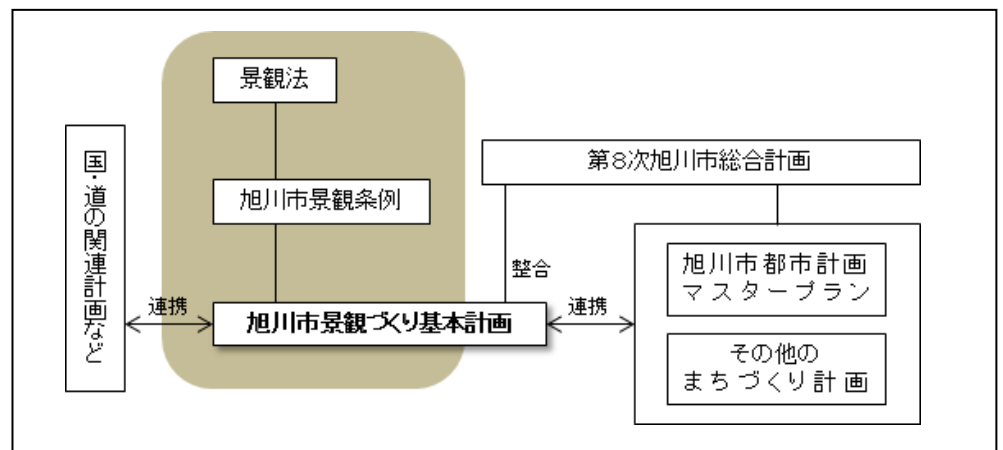


図 序-3 景観づくり基本計画の位置づけ

第一章

旭川の景観の特徴

景観づくりを進めるに当たって、私たちのまちがどのような景観の特徴を持っているのかを知る必要があります。先人たちから受け継がれてきた旭川の景観を、次の世代に伝えていくためにどのように守り、育てるのか。さらに、新たにつくる時に、どうすればこれまでの景観と調和し、さらに魅力的なものになるのかを示す上でも大切なことです。

ここでは、旭川の景観の特徴を「自然」と「生活」の2つの面から整理します。

1 自然

(1)気候

北海道のほぼ中央、上川盆地に位置する旭川の気候は、典型的な内陸性気候であり、夏は暑く、冬は寒冷です。雪解け後、一斉に芽吹く木々の色合いには、北国ならではの美しさがあります。夏は昼暑く、夜涼しいことから、木々の緑や花々の色は一層鮮やかに輝きます。秋には、紅葉、黄葉がまことに彩りを添えます。特に、ナナカマドの赤い実は、葉をすべて落とした後も枝上に残り、雪をかぶった姿は、「赤い実の洋燈^{ランブ}」と言われています。冬の静かな朝、川霧は真っ白な樹氷を咲かせ、空気中の水分はダイヤモンドダストとなり、北国の自然の厳しさと美しさを現しています。

- ハッキリとした四季の変化
- ドラマチックな春の芽吹きと秋の紅葉
- 変化に富んだ雪景色



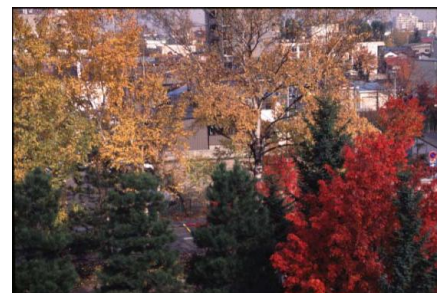
雪をかぶったナナカマド



男山自然公園のカタクリ



夏の常磐公園



市中心部の秋の公園

(2)地形

旭川は、北海道の屋根、大雪山連峰を遠望する上川盆地に位置します。上川盆地には、石狩川をはじめとする4本の大きな河川が流れ、旭川市内で何本もの支流と合流し、神居古潭溪谷を抜けて石狩平野へと流れ出ています。大きな河川によって区切られた地区ごとにまちが発展したり、小さな河川が市街地や水田地帯のなかを貫流したりしています。それらの河川には、旭橋をはじめとして、美しく個性的な橋が数多く架かり、これらの橋や堤防からは、雄大な大雪山連峰を望むことができます。

※6 眺望点

まちを見下ろしたり、遠くを眺めたりするのに適した場所。

さらに、まちの周辺を低山帯や丘陵が取り囲み、これらには豊かな自然が保たれ、その緑がまちの背景となっています。この丘陵地には、まちを見下ろす眺望点^{※6}が点在し、そこからは、四方を山々に囲まれた市街地の様子や光きらめく夜景を眺めることができます。

- 市内のどこからでも見える大雪山連峰や十勝岳連峰の山並み
- 四季の移り変わりを見せ、眺望点を数多くもつ低山帯や丘陵
- 市街地にまとまりを持たせ、緑の帯をもたらす河川
- 広々とした眺望を持つ堤防と個性的な橋



上空からみた上川盆地

2 生活

(1)土地利用

旭川は、周辺に入植した屯田^{※7}兵や開拓者のための商業地が発展し、その後、周辺の町村との合併により現在の市域を持つようになりました。そのため、平和通を中心とした都心地区には、商業、業務及び交流機能の大部分が集中し、永山や神楽などの合併した旧町村の中心地は、地域の商業地となっています。

※7 屯田兵

明治時代の北海道の制度。有事の際には兵士として働き、平時には開墾や農業を行った。

これらの商業地を取り囲むように住宅地が広がり、その周囲には、水田や畑作地、果樹園などが広がっています。豊富な森林資源を利用した木工関連の産業が集積したところや、旧師団^{※8}などに関連した小規模の工場が集まっている地区もあります。

※8 旧師団

明治 34 年(1901 年)に札幌から師団司令部を移転して設置された旧陸軍第7師団。

近年、産業形態の変化により、土地の利用形態が変わり、住宅と小規模の工場が混在したり、住宅地に大規模な小売店舗が隣接したりしている場所も見られます。北北海道の交通の要衝として、流通関連の団地が形成されたり、効率化や環境への配慮などから、工場を集積した工業団地が造成されたりしています。

- 商業、業務機能が集中している中心部
- それぞれの地区で特徴を持つ住宅地
- 西神楽の丘陵畑作地や江丹別のそば畑、平野部の水田地帯
- 計画的に造られた工業団地や流通団地



上空からみた市中心部



東旭川の工業団地



江丹別の田園

(2)交通

※9 2環状8放射

環状1号線，鷹栖東神楽線の2つの環状線と国道12号，237号など周辺地域を結ぶ8つの道路。

旭川には，北北海道の交通の要衝として，国道や鉄道路線が集結しています。この国道を含めた2環状8放射型の幹線道路網と，高速道路インターチェンジや空港と都心地区を結ぶ道路が，市内の動脈となっています。沿道には，その利便性の良さから，大規模な商業施設や工場が建ち並んでいます。これらの道路は，都市間を結ぶ人と物流のルートでもあり，市民のみならず，市外から多くの人々が利用するものとなっています。

旭川の道路は格子状に整備され，道路の先を見通すことができます。しかし，緑道などの幅の広い歩道や学校などの大きな区画が入ることにより，道路の先に建物や樹木の固まりなどが見える場所もあります。

- 他都市からの入り口となる国道などの幹線道路
- 格子状に配された道路
- 歩行者の空間として整備された平和通買物公園，7条緑道など
- 旭川の玄関口であるJR旭川駅



旭川中心部の様子（この写真は，旭川市撮影の1万2千5百分の1空中写真を複製し調整したものです。）



7条緑道



国道12号

(3)まち並み

旭川のまち並みは、上川盆地を流れる河川と周辺の丘陵によりつくられた土地に、屯田兵の入植や旧師団の設置などの歴史と、様々に発展した産業や人々の暮らしが組合わされてつくられてきています。

入植当時の古い建物や防風林が残っていたり、入植時に水田を分けた区割りの名残が、街区の区切りとしてみられたりする地域もあります。曙や北星、春光地区など早くから開けたところには、古い様式の建物と新しい建物が混在していたり、住宅の庭の樹木が大きく育っていたりしています。市街地の拡大に伴い、大規模な開発でつくられた住宅地は、宅地の区画の大きさがほぼ同じであり、同時期に建てられた住宅が整然としたまち並みをつくっています。

旭川の産業の一つである木工業は、恵まれた森林資源により繁栄して、木工団地など独特のまち並みをつくっていました。しかし、時代の変化などにより工場が無くなり、その跡地に大型商業施設が建設されるなどしてまち並みが変わってきています。道路の拡幅や路面の再整備に合わせて、商店街などのまち並みが変わっているところもあります。

- 入植時の区割りの名残
- 市内に点在する古い建築物
- まち並みのアクセントとなる大きな樹木
- 住宅地にみられる整然としたまち並み



東鷹栖のまち並みと田園

(この写真は、旭川市撮影の1万2千5百分の1空中写真を複製し調整したものです。)



春光地区のまち並み



新旭川大通の大木

(4)活動

旭川では、四季を通じて様々なイベントが行われ、日常生活にアクセントをもたらしています。夏まつりや冬まつりには多くの人々が集まり、大変にぎやかなまちの表情を見せています。各地域の神社祭などは、それぞれに個性があり、昔ながらの歴史を伝えるとともに、地域への愛着を育むために役立っています。

町内会で街路樹の下や公園などに花壇をつくったり、住宅の玄関先に花を飾ったりするなど、花壇づくりは全市的にも広がりを見せ、まちを美しく飾っています。冬のイルミネーションやアイスキャンドルは、長い冬の夜を活かして、楽しくすごそうとする思いが伝わってくるものです。まちを彩る活動だけでなく、庭先の清掃や雪に備える冬囲いなどの日常生活に係わる活動も、人々の生活が感じられる地域の景観を生み出しています。

- 地域それぞれのイベント
- 町内会などによるまち並みづくり
- 個人の楽しみから広がるまちの彩り



市民委員会での花壇づくり



永山屯田まつり



個人の住宅での花壇づくり

第二章

目指す姿

みんなが協力して景観づくりを進めていくためには、目指していく景観の「姿」を共有することが必要です。それは、旭川の特徴を踏まえたものでなければなりません。

ここでは、第一章の旭川の景観の特徴から重要な要素を整理し、目指す姿を導き出します。

1 重要な要素

旭川の景観には、様々な特徴があります。これらを、旭川の景観を構成する重要な要素として整理します。

周辺の山並み

大雪山連峰，十勝岳連峰などの山並みは，丘陵や橋，堤防から見えるまち並みの背景となります。

丘陵の斜面

市街地の背景に連なる丘陵の斜面の緑地は，まち並みを彩り，季節感をもたらします。

河川

市街地を流れる多くの河川は，まちにまとまりや変化をもたらします。

季節感

降雪，寒暖差，動植物などから感じる季節の変化は，北国旭川を印象づけます。

道路や鉄道

幹線道路や市街地の格子状の道路と市内で集結する鉄道は，移動することにより地域ごとの変化を見ることができます。

まち並み

地域の歴史や文化，産業を反映した，たたずまいを見せるまち並みは，人々の生活を映し出します。

田園

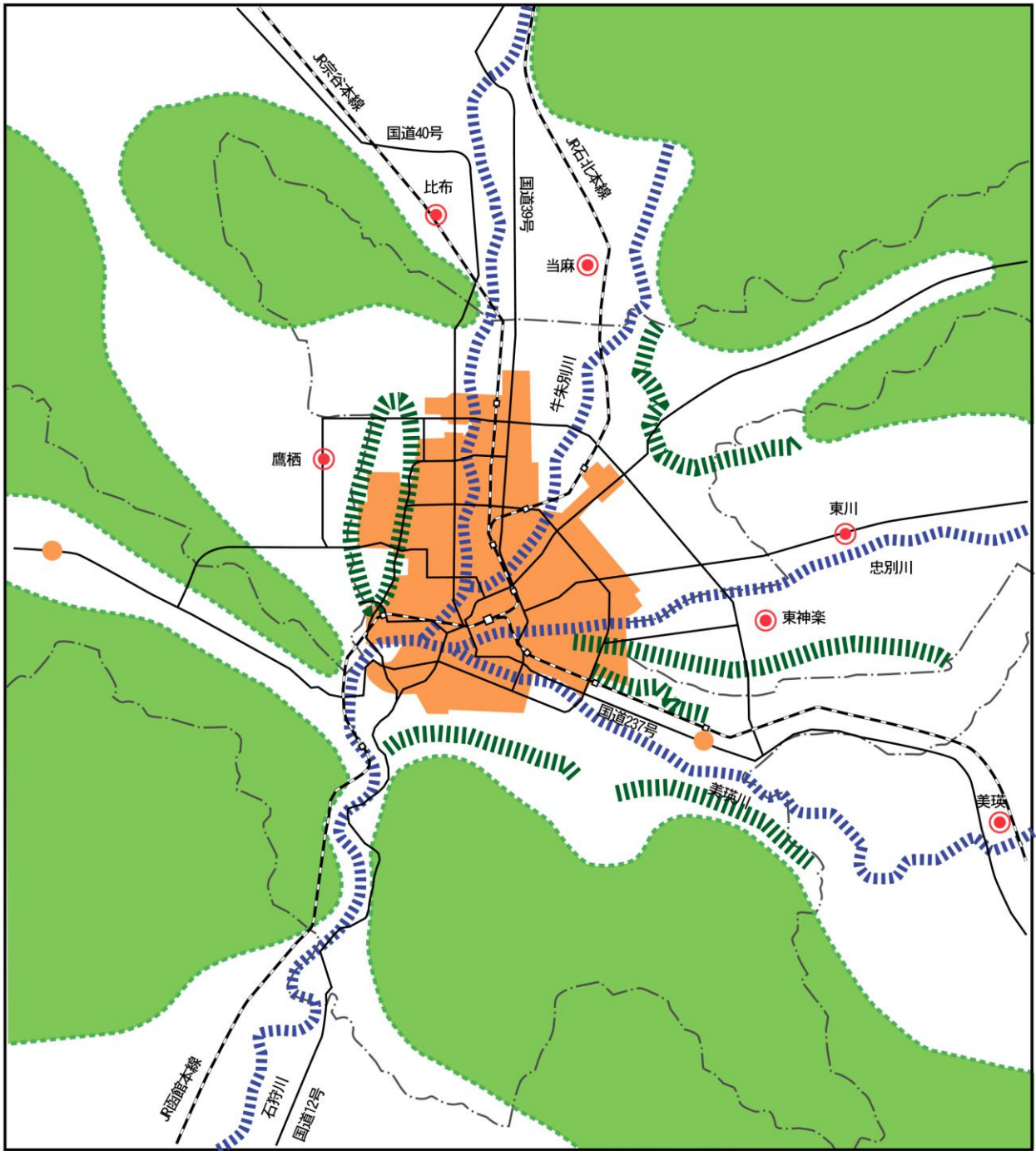
平野に広がる水田，周辺丘陵地にある畑作地や果樹園は，豊かな農地を持つ旭川を印象づけます。

歴史

開拓や産業発展，都市整備の歴史の積み重ねは，旭川らしさを生み出します。

活動

季節ごとのイベントや日常の生活の様子などの人々の活動は，景観をつくりだします。



- | | | |
|----|---------------|------|
| 凡例 | 周辺の山並み | まち並み |
| | 丘陵の斜面 | 田園 |
| | 河川 | 市域 |
| | 道路や鉄道（主要幹線道路） | 他町村 |
| | 道路や鉄道（鉄道） | |

図 2-1 旭川の景観の重要な要素

2 目指す姿

「重要な要素」を活かした景観づくりが、旭川らしさをつくり出すことにつながります。

ここでは、景観づくりに取り組む上での目指す姿を示します。

(1)自然と調和したまち

遠くに望む大雪山連峰は、旭川を代表する景観のひとつであり、丘陵や河川の緑は、生活の中に四季の移り変わりを感じさせます。河川は、地域の姿を分ける境目となり、そこに架かる橋や、田園、住宅地を流れる川そのものが景観のアクセントとなっています。

旭川の景観の素顔となる自然を活かしたまちを目指します。

自然から生まれる要素

- ・周辺の山並み
- ・丘陵の斜面
- ・河川
- ・季節感

(2)暮らしがみえるまち

まちをつくってきた歴史的な背景から、都心地区や旧町村の中心地は、交通の要衝や商業地として発展してきました。多様な表情を持つ住宅地がこれらを取り囲み、さらにその周囲には、変化に富んだ姿を見せる田園地域が広がっています。

農業をはじめとして、様々に発展した産業はまちの姿を特徴づけるものとなります。

人々の生活の様子がまちの表情としてみえるまちを目指します。

暮らしから生まれる要素

- ・道路や鉄道
- ・まち並み
- ・田園
- ・歴史

(3)景観づくりの意識の高いまち

人々が花を植え、清掃を行っている道路や、手入れの行き届いた庭が続く住宅地など、住民自らがつくりだしている快適な環境があります。これまで、景観について関心がなかったとしても、その活動は、景観づくりにつながるものとなっています。

人々が景観づくりに関わっているという意識を高め、自ら実践することで、誇りと愛着を持つことができるまちを目指します。

意識から生まれる要素

- ・活動

第三章

景観づくりの目標と方針

ここでは、第二章で整理した「目指す姿」を実現するために、旭川らしい景観づくりの目標と方針を定めます。

1 景観づくり の目標

景観の目指す姿、「自然と調和したまち」「暮らしがみえるまち」「景観づくりの意識の高いまち」に向けて景観づくりの目標を定めます。

景観づくりの目標

素顔を活かして、 表情豊かに成長するまちづくり

豊かな旭川の自然は、このまちの素顔であり、日々の暮らしの積み重ねである文化や歴史は、この素顔に表情を与えています。暮らしを映し出す表情は、人々の景観づくりの意識を高め、成長させることで、さらに魅力的で豊かなものになっていきます。そして、景観づくりの意識が受け継がれて、時間と共に積み重なっていくことで、まちの景観そのものも成長していくのです。

[自然と調和したまち]

旭川の景観の素地となる自然を活かしたまちを目指す



旭川の**素顔**である
自然を活かす

[暮らしがみえるまち]

心地よく暮らしている様子がまちの表情としてみえてくるまちを目指す



人々の暮らしが
積み重なって
様々な(豊かな)**表情**が
あらわれる

[景観づくりの意識の高いまち]

人々が景観づくりの意識を高め、自ら実践することで、誇りと愛着を持つことができるまちを目指す



人の意識を**成長**させる
ことが必要
景観づくりが受け継がれる
ことでまちは**成長**していく

2 景観づくり の方針

景観づくりは、人びとが暮らす場所の整備と、景観を守り、育て、つくる活動とが一体となって、進めていくものです。

旭川市の景観づくりの方針は、「まち並みづくり」と「活動づくり」の2本立てとし、これらを景観づくりの目標達成のための方針として定めることとします。

景観づくりの方針

まち並みづくり
[場所に関する方針]

活動づくり
[人々の活動に関する方針]

(1)まち並みづくり

まち並みづくりには、様々な場面が考えられます。ここでは、場所を分かりやすくし、景観づくりの対象を捉えやすくするために、広がりのある景観（ゾーン）、連なりのある景観（ライン）、点的な景観（ポイント）という3つの視点でまち並みを捉え、まち並みづくりの基本的な考え方を述べていきます。

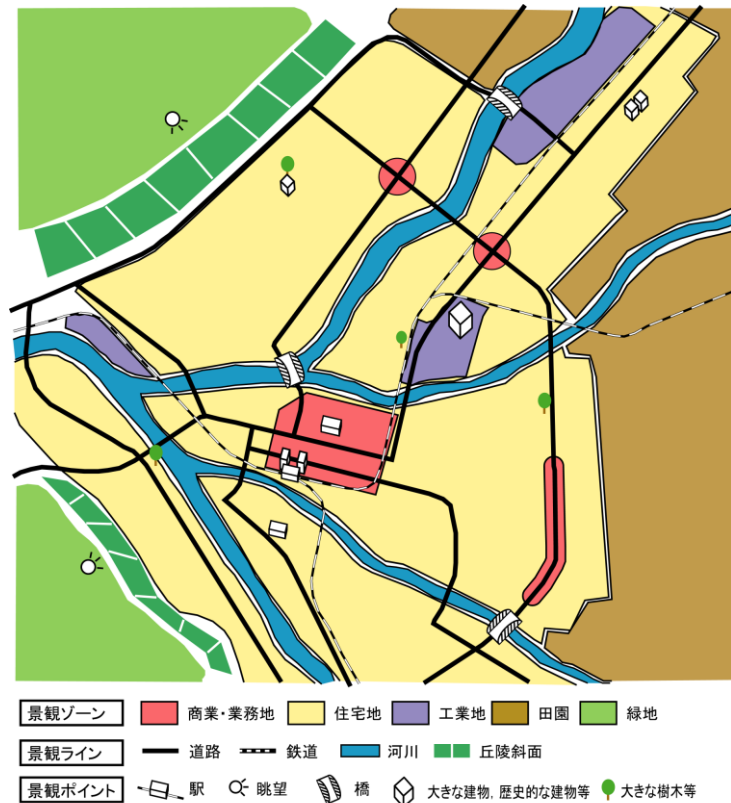


図3-1 まち並み区分の模式図

①広がりある景観(景観ゾーン)におけるまち並みづくりの基本的な考え方

景観ゾーンは、住宅地や商業業務地など、ある程度の面的な広がりのある景観特性をもつ区域で、特に”まとまり”を強く意識させるものです。

郊外の住宅地や、都心の商業地は、それとわかる地域の景観をつくり上げています。このようなところでは、まとまりある地域の景観が損なわれないように、景観を維持していく取り組みが必要とされます。

一方、住宅地や商店、工場がそれぞれ既にまとまっている地域は、画一的であったり、雑然として無味乾燥な印象を与えたりする場所も少なくありません。こうした場所では、「生活感が感じられる雰囲気づくり」や「周辺環境を考えた修景^{※10}」を行うことにより、まち並みの質を高め、景観としてのまとまりが生み出されます。

旧市街地、旧町村核のようなところでは、一般住宅や集合住宅など様々な住まいと働く場所としての商店や工場が渾然一体となり、はっきりした境界やまとまりが認められない場所も少なくありません。こうした広がりの中には、下町的な生活感が定着し、かえって「暮らすまち」としての親しみや、安心感が育っている場合もあります。このような特色が見られる場所では、住む人にとっての「居心地の良さ」や、訪れる人にとっての「にぎわい」など、雰囲気が感じられる地域のまとまりを大事に育て、守り、作り出していくことが大切なこととなります。

田園の景観は、水田や畑といった要素によって作られています。このことから、田園の中に見られる建造物と周辺との調和が大切です。その他に、田園と住宅地などが接するところでは、田園側から見られていることを意識したまち並みづくりを行うことが求められます。田園については、隣り合う市町村の田園と一体となった景観づくりの取り組みも考える必要があります。

※10 修景

整った景色をつくること。
樹木などによって景色の構図を整え、美しく見せること。

- 地域としてのまとまりを感じさせる
- 生活感を感じさせる
- 山並みなどの自然や周囲の雰囲気と調和させる

②連なりのある景観(景観ライン)におけるまち並みづくりの基本的な考え方

景観ラインは、国道などの幹線道路や川、丘陵の縁辺など線的に連続する景観特性をもち、特に”つらなり”を強く意識させるものです。

川がまちを貫くことで、広々とした河川空間が生まれ、視覚的な開放感が得られるとともに、遠方の山並みやまちのスカイラインへの眺望が確保されます。また、緑の丘陵が市街地をとりまいているため、視線の先に緑の斜面が見え、視覚的な安心感を生み出してくれています。こうした地勢の特徴を活かすことで、旭川らしい魅力的な景観が形成されます。

幹線道路の沿道に見られる景観は、様々な形態の建物や看板、道路側に広く取られた駐車場などが多く、連続性やまち並みとの一体感が薄く、雑然とした印象があります。幹線道路は、旭川の顔とも言えるべき場所であり、印象を高め、まちの雰囲気や表情が伝わるような表情のある景観づくりを考えなくてはなりません。

鉄道沿線からは、住宅や工場の裏側が見える場合があり、雑然とした印象があります。鉄道からも見られているという意識を持つことも必要です。

特に、河川や道路においては、隣接する市町村と連続して景観が形づくられていることから、関係機関との連携をとりながら、広域的な景観づくりへの取組を進めることが求められます。

- 川や丘陵縁辺のつながりを活かす
- まちの表情が感じられる道を目指す
- 川や道路などを魅力あるものとする

③点的な景観(景観ポイント)におけるまち並みづくりの基本的な考え方

景観ポイントは、場所の目印、つまりランドマークになる建築物やモニュメント、都市の入口、見晴しの良い場所など点的な景観の特性をもち、特にその場を強く意識させるものです。

旭川には、周辺の丘陵に数多くの眺望点があり、大雪山に抱かれたまちの様子や、ロマンチックな夜景を眺めることができます。このような場所は、見晴らしがよい一方で、市街地からも見られるところでもあります。眺望点として整備するときには、まちの姿を心地よく楽しめる場にすると共に、他の場所からも見られていることを意識し、周辺との調和に配慮しなくてはなりません。

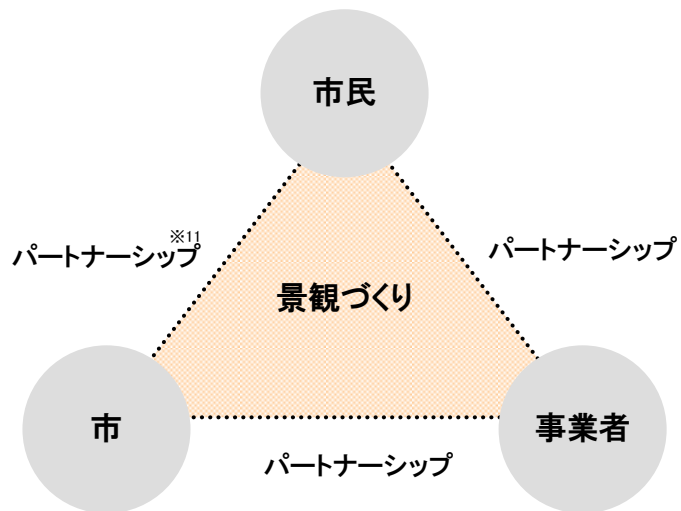
JR旭川駅や旭川空港に降り立ったとき、または、鉄道や自動車でトンネルを抜けて旭川のまち並みが見えたとき、「旭川に帰ってきた」と実感することがあります。このような都市の入口は、旭川に暮らす私たちには、まちへの愛着を思い起こさせるものです。他都市から訪れる人にとっては、旭川の第一印象を決めるものになります。まちの入口にふさわしいまち並みづくりを行うことが望まれます。

一方、市内を移動するとき、目立つ建物や橋などを目印にすることがあります。自宅などの道案内をするときには、学校などの公共施設、個人宅の大きな樹木、目立つ看板や大きな鉄塔など、特定の場所や物などを目印にすることがあります。それらは、地域らしさを表しているものでもあります。これらについては、そのもの自体の質が周辺の景観づくりに寄与するようになることが大切です。そして、景観ポイントを引き立てるような周辺のあり方についても考える必要があります。

- ポイントそのものがまち並みを引き立て、深い印象を与えるものとする
- 緑や水など、旭川らしさが感じられる要素を取り入れる
- 景観ポイントを引き立てる周辺の整備を行う

(2)活動づくり

活動づくりは、日々の暮らしや仕事を通じて景観を守り、育て、つくる意識的な活動を指しています。景観づくりは一人ひとりの取り組みから始まりますが、いろいろな人々が役割を分担して活動することによって、より大きく育っていくものです。ここでは、市民、事業者、市という景観づくりを行う主体別に、活動づくりの基本的な考え方を述べていきます。



※11 パートナーシップ
互いに応分の負担をしながら、ひとつのことに取り組む体制。

図3-2 活動の関係

①市民による活動づくりの基本的な考え方

旭川では、町内会などによる地域の清掃や道路の植樹帯での花壇づくりなど、市民による美しいまち並みづくりへの取り組みが行われています。また、住宅での花壇づくりや冬のアイスクャンドルの点灯など、個人の楽しみのために行われていることであっても、まちゆく人々の目にとまることによって、地域の景観を高めています。こうした市民の日常の営みや楽しみ、過ごし方が見えることが、新しくものを造るだけの表面的なものではない、ゆとりと安らぎの感じられる景観づくりに結びつくものとなります。

市民が主体的に景観づくりに取り組むためには、景観に対する理解を深め、どのような景観にするのか考え、できることから実践していくことが求められます。また、そうした景観づくりの意識が定着していくことにより、まちに対する親しみや愛着を深めることとなります。

地域での活動は、そこで生活をする全ての人々が様々な形で関わっています。女性やお年寄り、企業や官公庁などで働く人たち、転勤などで一時的に暮らしている人たち、そして子どもたちも活動の担い手となります。一人ひとりが旭川市民であることを自覚して、周囲の人々と協力し、活動づくりに取り組んで行かなくてはなりません。

- 旭川の景観づくりについて関心を持つ
- 自らが可能な範囲で取り組む
- 地域のまち並みづくりへ参加する

②事業者が取り組むべき活動づくりの基本的な考え方

住宅地の大きなマンションや郊外の大型商業店舗などは、視覚的に大きな変化を与え、周囲の景観に大きな影響を及ぼす場合があります。マンションなどは、建物のデザイン性の高さや周囲の環境の良さにより、購入者からも評価されている場合があります。建物そのものを魅力あるものとするのはもちろんですが、その建物が地域のまち並みをつくっていくことを理解し、周辺との調和に配慮することが必要です。

実際に建物をデザインし、建設する場面で、景観に配慮する事業所が増えてきています。さらに、自社の企業イメージを高める意味から、工場や作業場、事務所などにも気を配り、資材置き場を生け垣で囲んだり、事務所の入口に花を飾ったりと、周囲の景観に配慮しているところも見られるようになってきています。

事業者は、地域の景観について理解を深め、景観づくりを実践することが求められます。そして、地域全体の魅力を高め、地域の人々と手を取り合う活動づくりを進めていくことが必要です。

- 旭川の景観について認識を深める
- 地域の資源を活かし、まち並みとの調和を図る
- 地域の景観づくりに協力し、事業者自らも参加し実践する

③市が取り組むべき活動づくりの基本的な考え方

景観づくりは、市民、事業者、市がそれぞれの役割を担って進めていくものです。そのなかでも市は、率先して景観づくりに取り組んでいかななくてはなりません。公共施設は、地域の重要な場所に立地し、施設自体が景観を形づくる大切な要素となっています。このことをよく認識し、地域の景観との調和を図り、景観づくりの先導的な役割を担うことが必要です。

市民や事業者と協働で景観づくりを進めるために、必要な施策を実施することも重要です。これまでも、景観についての普及啓発は行ってきましたが、より一層の意識の向上を進めることが必要です。さらに、市民活動を進めるための支援制度の充実や、市民や事業者と連携するための体制を整えるなど活動づくりを行っていく必要があります。

市は、景観づくりに関連する制度や事業を活用し、市民、事業者との連携を深め合意形成を図り、総合的かつ計画的な景観づくりが行われるよう努めていきます。

- 先導的な役割を担う
- 関連する事業や制度を横断的に活用する
- 庁内外の連絡調整体制を確立する
- 景観づくりの普及啓発を行う
- 景観づくりに関わる市民活動を支援する

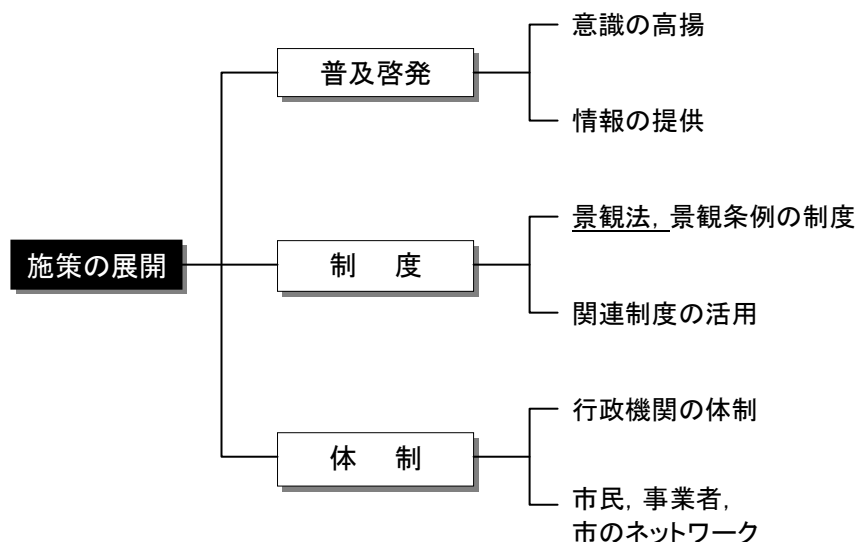
第四章

施策の展開

景観づくりを進めるためには、人々の景観についての関心を高めていくことが欠かせません。特に、活動づくりは人の意識により進められるものであり、景観についての普及啓発を行うことは重要なことです。

まち並みづくりを進める上では、市がリーダーシップを取り、良好な景観へと誘導することも必要です。

景観づくりは、市民・事業者・市、それぞれが役割を分担し、協力し合いながら実践していくことが重要です。ここでは、景観づくりの方針に沿った景観づくりを行うための施策について整理します。



1 普及啓発

景観は、市だけでなく、市民、事業者との協働^{※12}によりつくられるものです。

行政側の配慮はもちろんですが、個々の市民や事業者が、景観について関心を持ち、景観づくりを行っていくことが重要です。そのためには、広く市民や事業者に対して、普及啓発を行い、景観づくりに対する理解と協力を得ることが必要です。

これまでも、シンポジウムの開催や「旭川八景」^{※13}の選定、「旭川市景観賞」^{※14}の実施など、市民の景観に対する関心を高める施策を展開してきました。これからは、幅広い世代の意識の高揚が必要になってきています。特に、これからのまちづくりを担う子どもたちに対する取り組みが大切です。

既に景観づくりに取り組んでいる人々に対しては、景観づくりの情報を提供し、より一層の意識の高揚と活動の推進を図ります。

※12 協働

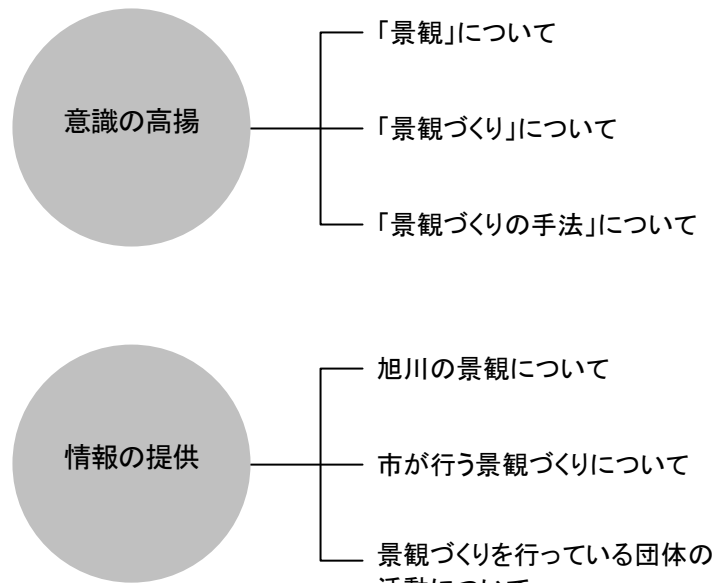
ひとつの目標や目的に向かって、力を合わせて取り組むこと

※13 旭川八景

市民公募により選定した旭川を象徴する8つの景観「旭橋」「嵐山と嵐山からの眺望」「外国樹種見本林」「神居古潭」「旧偕行社」「ダイヤモンドダスト」「常磐公園」「平和通買物公園」

※14 旭川市景観賞

本市の良好な景観づくりに貢献している「もの」や「活動」を表彰する制度。平成2年に「旭川市都市景観賞」として創設され、旭川市景観条例の施行に伴い、条例に基づく制度として位置づけられた。



(1)意識の高揚

景観づくりについての意識を高めるため、旭川市内にある景観資源^{※15}や景観づくりの活動を紹介する広報活動を行います。シンポジウムのようなイベントの他、ホームページ等を活用し、幅広い年代へ景観づくりへの関心を広めていきます。

※15 景観資源

まちの景観を特徴づけた
り、景観づくりを行う上で大
切と考えられたりするもの。
建物、橋、樹木などの他、
生活習慣や祭り、気候的
な特徴も含む

市民や事業者には、景観についての意識を持ってもらうため、地域の景観を見て回る見学会や、地域の景観づくりについて話し合う懇談会など、体験型の事業も検討していきます。

さらに、公民館などの地域のコミュニティ施設を活用した講習会や、子どもの頃から地域に対する興味を持ってもらうため、景観について学習する機会を設けていきます。

●取組例

- ・景観セミナーやシンポジウムの開催
- ・地域のコミュニティ施設を活用した勉強会の開催
- ・子どもを対象にした景観学習の実施
- ・地域の景観の見学会や懇談会の開催



講演による普及啓発



平成 28 年度 景観バスツアー

(2)情報の提供

景観づくりを実践している団体をはじめ、これから活動を実践していきたいと思っている人達の活動の推進のため、ホームページや情報誌を活用して、団体の活動や市が行う景観づくりについての情報を提供していきます。先駆的な活動をしている団体の事例を発表するフォーラムなどを実施することにより、新たな視点を持つきっかけづくりを行います。さらに、団体同士のネットワークづくりを支援し、お互いの情報を交換する場を設けていきます。

●取組例

- ・ホームページや情報誌を活用した景観づくり活動の紹介
- ・テレビ、ラジオなどのメディアを使った情報の提供
- ・景観づくりの活動を発表するフォーラムの開催
- ・パンフレット等によるアドバイザー制度、助成制度などの紹介



平成 23 年 旭川市景観フォーラム



旭川市公式ホームページ内の
景観に関するページ

2 制度

景観づくりを進めるため、景観法や景観条例に定められた制度を推進していくとともに、その他の法令等に基づく制度を活用していきます。

景観法、景観条例
の制度

登録及び認定、景観計画、大規模行為の景観形成、景観計画重点区域、景観需要建造物等、景観協定、表彰、助成、審議会、景観整備機構

関連制度

都市計画法、建築基準法、屋外広告物法、都市緑地法、文化財保護法などに基づく制度

(1)登録及び認定

景観づくりは市民が主役です。市民一人ひとりが、自分たちの住んでいるまちを美しくしていこう、美しさを維持していこう、という気持ちを持つことが大切です。

景観づくりに取り組む個人、グループ、団体など活動の大小にかかわらず、また、地域における活動からより広い範囲にわたる活動まで、活動範囲の広さにかかわらず、景観づくりに取り組む個人や団体を登録します。市では、登録者同士の情報交換や互いに協力し連携するためのネットワークづくりを支援していきます。

町内会や商店街などのまとまりのある地域で景観づくりを継続的計画的に続けられている団体を「景観づくり市民団体」として認定します。市民団体に対しては費用の助成や技術的なアドバイスを行っていきます。



市民委員会による花壇づくり

(2)景観計画

景観法の施行に伴い景観行政団体となったことを受け、平成 19 年に「旭川市景観計画」を定めました。これは景観づくりの方針のうちのまち並みづくりを推進するものとして位置づけられるものです。市域全域を「景観計画区域」と定め、良好なまち並みづくりが進められるように誘導を行っていきます。また、景観法に基づき景観計画に定めることのできる制度を活用した景観づくりを進めていきます。

(3)大規模行為の景観形成

低層の一戸建て住宅が広がる住宅地の中に中高層のマンションが立地したときや、まち並みを分断するような大きな駐車場が配置されたときなど、まちの中を歩く人に圧迫感やまち並みへの違和感を与える場合があります。一定規模以上の大規模な行為を行う際には、周辺環境に配慮して計画を進めることが重要です。

旭川市景観計画では一定規模以上の建築物や工作物について、色彩や緑化などの配慮すべき事項に関しての方針を定めています。また、方針に基づいた制限を設け、建築物等の新築、増築、外観の変更等を行う際には届出をしてもらい、制限の内容に適合した計画となっているかを確認します。事前相談で良好な景観づくりが図られるように誘導したり、制限の内容に適合しない届出に対しては景観法に基づいて勧告を行います。

(4)景観計画重点区域

旭川には、大雪山連峰などを背景とした田園景観、市街地周辺に広がる丘陵や緑地などの自然景観、丘陵地から旭川を一望できる眺望景観などがあり、これらは市民共通の財産です。また、JR旭川駅周辺や旭川空港などでは、まちの入口にふさわしい景観が求められます。

旭川にとって、特徴ある景観づくりを進めるためには、このような景観を保全し、創出することが重要です。このような、景観づくりを進める上で重要であると認められる区域を景観計画重点区域として指定し、地区の特性に応じたきめ細かな対応を行っていきます。

景観計画重点区域においては、区域の景観形成方針やその方針に基づいた行為の制限など、良好な景観づくりに必要な事項を定めます。そして、区域内で建築物の建築などを行う場合には届出をしてもらい、方針や基準に適合したものであるかを確認します。

現在、北彩都あさひかわ地区を景観計画重点区域に指定していますが、今後、特徴ある景観を有する地区や積極的に景観づくりを進めなければならない区域、地域住民が積極的に景観づくりに取り組もうとする地区について、地域住民の皆さんの意見を聴きながら、必要に応じて指定していきます。

(5)景観重要建造物等

歴史的な建築物等は文化財保護法などにより保全されますが、歴史的価値は少なくとも、地域の景観づくりに重要な役割を果たしているものもあります。建物や橋ばかりでなく、樹木などにも地域の景観を特徴づけているものがあります。

このようなものを景観重要建造物や樹木として指定し、良好な維持管理を行い、これを活かした周辺の景観づくりを行うことで、地域の個性を保っていきます。

市では、まち並みを創り出す重要な景観資源として、次世代に継承していくために、維持管理についての助言や技術的な支援を行ったり、維持費の一部の助成を行ったりしていきます。

また、地域のランドマークとなっている道路や河川，都市公園等の公共施設で，景観形成上重要であるものを景観重要公共施設に位置づけ，管理者と協議しながら良好な景観形成を図っていきます。

(6)景観協定

市民が自分たちの住んでいる地域の景観づくりについて、自分たちでルールを定め、自ら取り組んでいくことが、景観づくりを進める上で最も望ましい形といえます。

景観計画区域内の一団の土地を所有している人や借地権を持っている人たちが、地域の状況に応じて、建築物等の規模や形態、壁面の位置や色彩、緑化などについてのルール自らを決めて、景観に関する協定を締結することができます。市は、協定の内容が景観法等の規定に適合しているかを審査した上で認可します。



アーバンスクエア八条さくや町
景観協定

(7)表彰

長い年月と共に育った庭木と周囲の環境にとけ込むようにたたずんでいる木造の住宅，周辺のまち並みを考慮して落ち着いたデザインでまとめられた建築物，樹木の植栽や花壇づくりの活動など，景観づくりには様々な場面があります。市では，これらの中でも特に優れた景観づくりの取組を表彰していきます。

優れた景観づくりに向けた取組を表彰する制度は，市民，事業者の意識を高めるだけでなく，旭川の景観資源を一つ一つ発見していくことにもつながります。



旧岡田邸(第6回旭川市景観賞受賞)



5・7小路ふらりーと
(第6回旭川市景観奨励賞受賞)

(8)助成

景観づくりは，市民の活動がとても重要になります。市では，その活動をより一層進めるために技術的な支援や費用面での支援を行っていきます。

技術的な支援としては，景観づくりについての助言や提言を行うために，景観についての専門的な知識と経験を持つアドバイザーを派遣する景観アドバイザー制度があります。今後は，この制度の一層の充実とその普及を進めていきます。

費用面の支援としては，景観づくりに寄与する活動を行っている団体や景観重要建造物等の所有者などに対して，その活動費用の一部を助成していきます。

(9)審議会

景観づくりに関する施策を実施していくためには、様々な観点から検討することが必要です。そのため、施策の妥当性について、客観的かつ専門的な立場から調査審議し、意見を述べてもらう機関として、条例に基づき審議会を設置しています。

審議会は、学識経験者だけでなく、景観づくりに関係の深い事業者や、景観づくりについて高い意識を持っている市民の方々によって構成します。

この審議会では、景観計画の変更や景観計画重点区域の指定、景観づくりに寄与した物や人びとの活動の表彰などについて、市民の多様な意見を踏まえながら審議^{※16}を行っていきます。

※16 審議

議案などを議論して、可否の結論を出すこと

(10)景観整備機構

景観づくりを進めるためには、市民や事業者の皆さんが自ら景観づくりを実践することが必要不可欠です。

景観法では、民間団体や市民による自発的な景観の保全や整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する一般社団法人や一般財団法人又は非営利活動法人を景観整備機構として指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度があります。

景観整備機構は、景観づくり活動を行おうとする市民や事業者への情報提供や景観に関する調査業務などを行い、地域の良好な景観づくりをリードする役割を担います。

(11)関連制度の活用

景観法や景観条例の制度以外にも、良好なまちづくりを推進し誘導するため、各種の制度があります。条例の制度と連携し、総合的な景観づくりを進めていきます。

(参考資料：関連制度一覧参照)



旭川市景観審議会

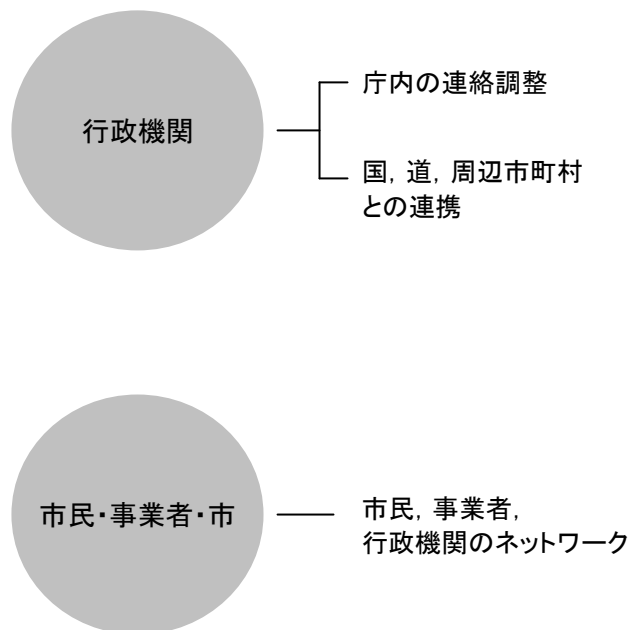


景観アドバイザー制度の活用

3 体制

良好な景観を実現していくためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を把握し、役割分担をして景観づくりを行わなくてはなりません。そのためには、景観づくりの活動を行っている市民や団体、事業者と市が連携を深め、協力し合える体制づくりが必要になってきます。

市の内部においても、さまざまな部門と総合的に取り組むことが不可欠であり、連絡調整の充実が必要です。さらに、国や道との調整、周辺市町村との連携も考えていかななくてはなりません。



※17 景観法に基づく行為
の通知

景観法第16条第5項に基づき、国や地方自治体が景観計画区域内で届出が必要になる行為を行う際に景観行政団体の長に対して行う通知のこと。

※18 北海道景観行政団体
等連携会議

良好な景観形成のより一層の推進を目指し、道内景観行政団体が連携を図り、景観法及び関連制度を活用した景観施策を効率的・効果的に推進することを目的とした会議。

(1)行政機関

①市内の連絡調整

市では、様々な分野の事業が、いくつもの部局で行われています。景観づくりに係わる事業は幅広く、かつ、多くの担当者が関わっています。しかし、景観づくりには、数値によって表わせる明確な基準がないため、取組に差がでてくる場合があります。景観づくりを総合的に推進するためには、各部局間の協議の仕組みを充実させていかななくてはなりません。景観法に基づく行為の通知^{※17}が必要な公共事業は事業担当課や工事担当課と事前協議を行うなど、各部局と景観担当部局との連絡調整体制を整えていきます。

②国、道、周辺市町村との連携

旭川の景観の特徴である田園やその背景となる山並みは、周辺の市町村へと広がっています。さらに、道路や鉄道は、市町村区域を越えて他の都市へと続き、まちの入口にある沿道景観は、まちを印象づける重要なものとなります。(削除)

このことから、北海道や周辺の市町村との連携は、旭川らしい景観づくりを進める上でも必要といえます。国や道の研究機関等活用して、周辺の市町村や道内の景観行政団体との連絡や情報交換を行っていきます。

また、河川改修や橋梁及び道路の整備など国や道が行う大規模な公共事業について、旭川の魅力ある景観づくりへの配慮と協力を要請していきます。

(2)市民・事業者・市のネットワーク

旭川のまちづくりには、個人はもちろんのこと、同じ目的を持つ少人数のグループや団体、町内会や市民委員会、そして、旭川で経済活動を行っている事業者などが関わっています。旭川に誇りと愛着を感じさせる景観づくりには、これらの人々とのパートナーシップが大切です。パートナーシップを進めるためには、互いの景観づくりに対する情報のやりとりを円滑にする、ネットワークを築くことが大変重要です。

市では、登録制度などを活用して、市と市民あるいは市民同士のネットワークを整えていきます。このネットワークにより、市の景観づくりへの参加や、市民の活動への支援、また、多様な団体が知り合うことでの活動の活性化や、団体間の協力関係の構築を進めていきます。

市が事業を進める場合、関係する事業者は多数にのぼります。事業者との連携を深め、市の事業に対する知識や景観づくりについての理解を深めることで、市の景観づくりへの参加と協力を得ていきます。

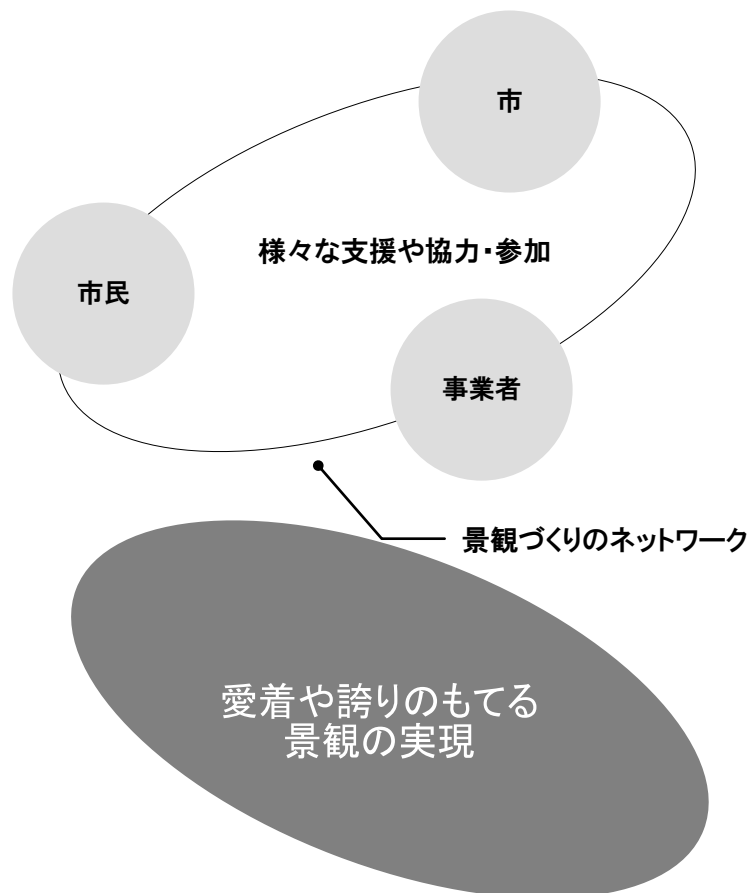


図 4-1 市民, 事業者, 市のネットワーク

第五章

まち並みづくり・活動づくりの 具体的な展開例

日々の小さな取組や地域全体が関わる大きな取組が積み重なって、旭川ならではの景観が形成されることが大切です。ここでは、具体的な事例を取り上げ、市民のみなさんの意見を基に、どのようなまち並みづくりを目指し、どのような活動を行うべきかを展開例としてまとめました。

1 景観ゾーン における 取組例

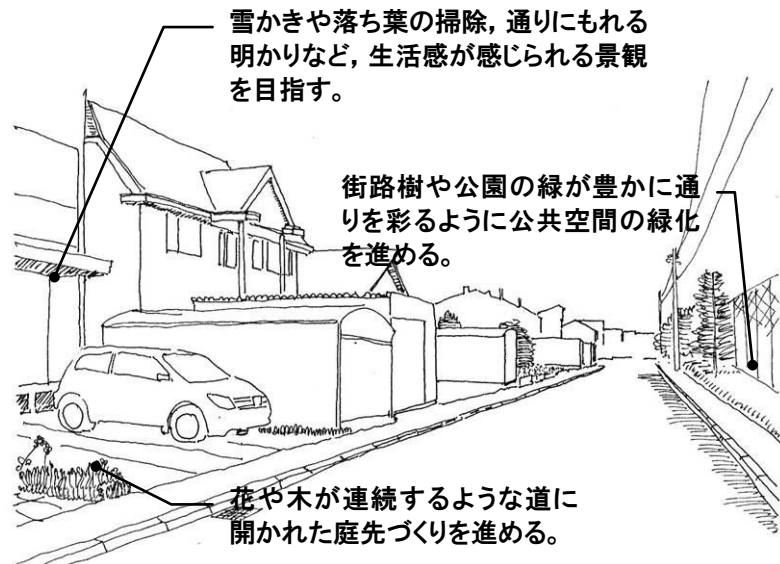
(1)住宅地

●取組例

- ・花や木が連続するような、道に開かれた庭先づくりを進める。
- ・地域のシンボルとなっている、樹木や建物などを保全する。
- ・街路樹や公園の緑が豊かに通りを彩るように、公共空間の緑化を進める。
- ・落ち着いたある住宅地を目指すため、建築物の色彩の統一やオイルタンクなどの修景を行う。
- ・雪かきや落ち葉の掃除、通りにもれるあかりなど、生活感の感じられる景観を目指す。

●キーワード

- ・街路樹
- ・色彩
- ・落ち着き
- ・個性的な家並み
- ・庭先の緑
- ・暮らしぶり



アーバンスクエア八条さくや町景観協定



- ・団地を造成した事業者が景観協定を締結し、市が認可した。
- ・住民は協定に沿って住宅を建てたり、樹木の管理を行っている。

●目標像

庭や通りに緑があふれ、家々の暮らしぶりが感じられる落ち着いたある家並みを目指す。

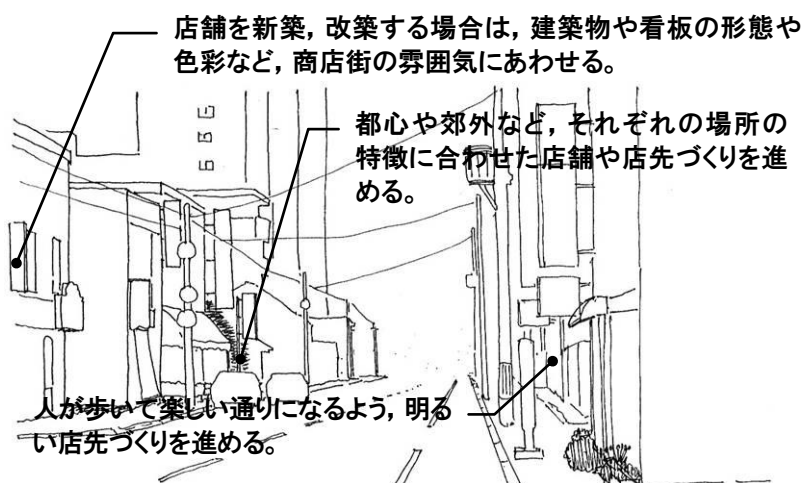
(2)商業・業務地

●取組例

- ・店舗を新築，改築する場合は，建築物，看板の形態や色彩など，商店街の雰囲気に合わせて。
- ・ポイントとなる場所に水や緑を取り入れ，うるおいや親しみのある雰囲気をつくる。
- ・昼の表情とともに，夜の表情も魅力あるものになるよう，照明などを工夫する。
- ・都心や郊外など，それぞれの場所の特徴に合わせた店舗や店先づくりを進める。
- ・人が歩いて楽しい通りになるよう，明るい店先づくりを進める。
- ・景観協定や建築協定などを活用する。

●キーワード

- ・人の目線
- ・水と緑
- ・個性
- ・にぎわい
- ・多様な表情
- ・看板



銀座通商店街



- ・市が，路面整備を実施した。
- ・整備に当たり，商店街と市が協議をして，神社の参道をイメージした通りとなった。
- ・商店街は，この通りに合わせたイベントを開催して，にぎわいを演出している

●目標像

地域性を感じさせる緑などをポイントとして，場所に合ったメリハリと賑わいのある雰囲気を感じることのできる商業・業務地とする。

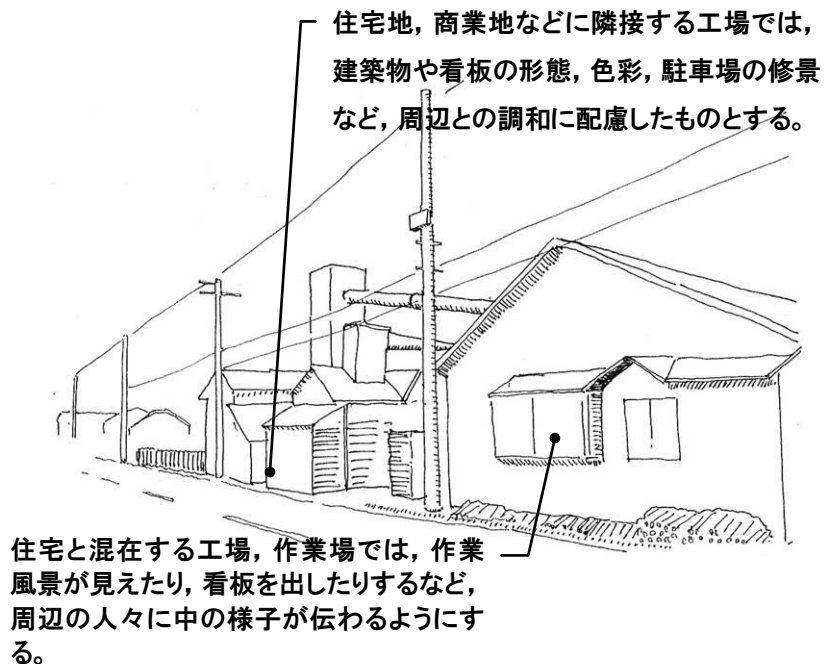
(3)工業地

●取組例

- ・住宅と混在する工場，作業場では，作業風景が見えたり，看板を出したりするなど，周辺の人びとに中の様子が伝わるようにする。
- ・住宅地，商業地などに隣接する工場では，建物や看板の形態，色彩，駐車場の修景など，周辺と調和したものとする。
- ・周辺の景観に大きな影響を与える大規模な工場は，建物の形態や色彩など周辺環境と調和させたり，敷地の緑化による修景を図る。
- ・昔の産業の名残を感じさせる場所や建物を保全し，地域の特徴を伝える。

●キーワード

- ・特色ある産業が感じられる雰囲気
- ・下町の情緒，にぎわい
- ・生活との混在
- ・さまざまなシーン(情景)



●目標像

- 小さな工場などが散在する場所では，下町の雰囲気が残り，暮らしの匂いが感じられる工業地を目指す。
- 大規模な工業団地，幹線沿道の工業施設は，積極的な緑化や修景を行い，田園や住宅地など周辺環境やまち並みとの調和を図る。

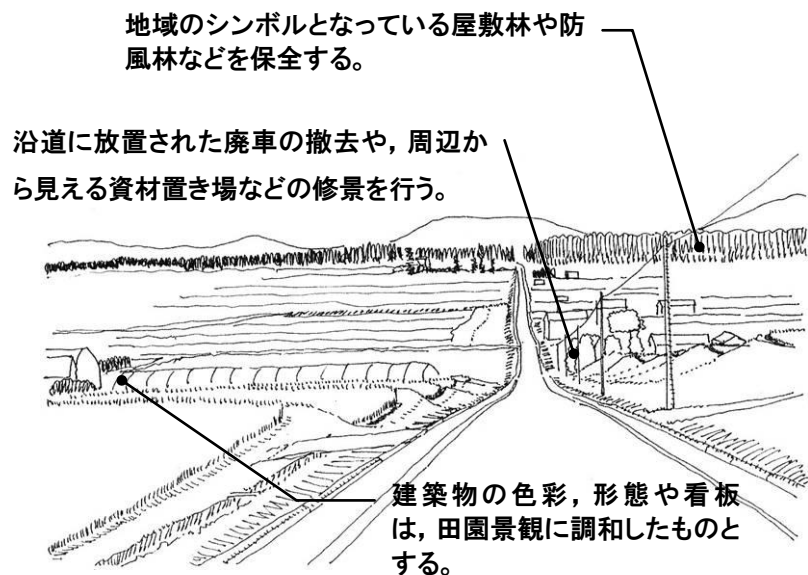
(4)田園

●取組例

- ・地域のシンボルとなっている屋敷林や防風林などを保全する。
- ・沿道に放置された廃車の撤去や、周辺から見える資材置き場などの修景を行う。
- ・建築物の色彩、形態や看板は、田園景観に調和したものとする。
- ・周辺の市町村と連携しながら、周辺部の田園景観を保全する。
- ・田園景観の美しさについて情報を発信し、田園に対する関心を高めていく。

●キーワード

- ・田園の生活感
- ・建築物などの周辺との調和
- ・四季の変化
- ・見せる場としての意識
- ・阻害要素の排除・修景
- ・周辺市町村と連携した景観保全



西神楽の田園景観



- ・地域住民が主体となったNPOにより、自然環境の保全と地域の活性化を目指している
- ・生産者と消費者との交流事業なども行われている

●目標像

背景の山並みと一体となって四季の変化が感じられ、農業の営みが感じられる豊かな田園地域を目指す。

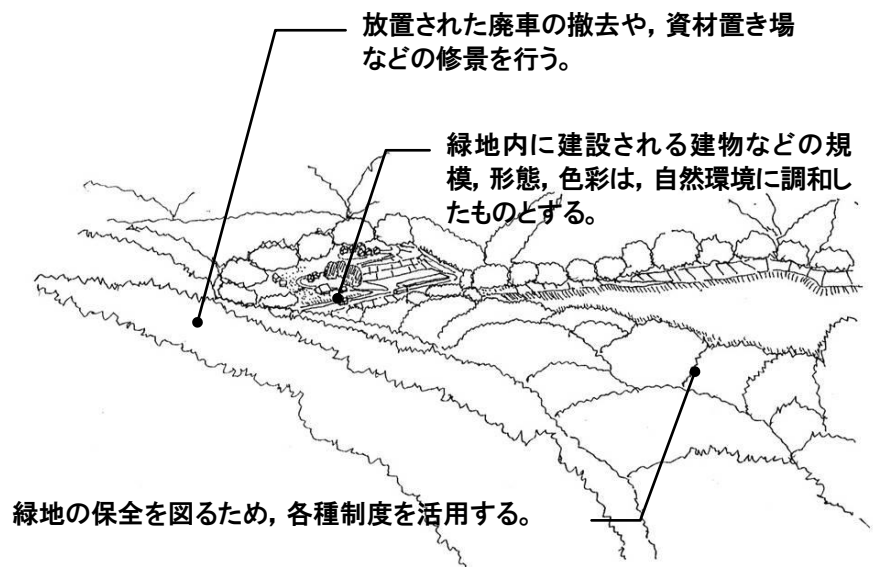
(5) 緑地

● 取組例

- ・緑地の保全を図るため、各種制度を活用する。
- ・緑地内に建設される建物などの規模、形態、色彩は、自然環境に調和したものとする。
- ・放置された廃車の撤去や、資材置き場などの修景を行う。

● キーワード

- ・身近な自然, 自然と親しめる場所
- ・緑地の保全
- ・公園緑地としての利活用
- ・広域的な取組



嵐山公園北邦野草園



- ・行政は、嵐山を都市公園や鳥獣保護区として位置づけ、豊かな自然の保全に努めている。
- ・市民団体が、嵐山ビジターセンターにおいて嵐山の紹介や案内を行ったり、一般市民も参加できるハイキングなどを実施し、嵐山の良さを広めている。

● 目標像

身近に自然がある旭川を象徴する場所として、保全が進められ、多様な動植物を楽しめる場所として活用される緑地を目指す。

2 景観ライン における 取組例

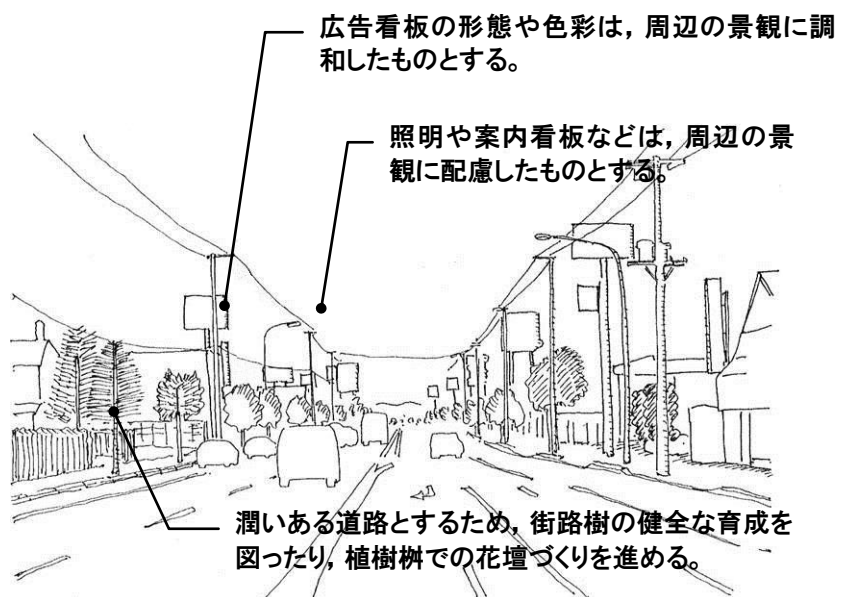
(1)道路

●取組例

- ・照明や案内看板などは、周辺の景観に配慮したものとす。
- ・広告看板の形態や色彩は、周辺の景観に調和したものとす。
- ・潤いのある道路とするため、街路樹の健全な育成を図ったり、植樹柵での花壇づくりを進める。

●キーワード

- ・まち並みを眺める場所
- ・人の流れ
- ・景観阻害要素の整理
- ・広域的な連続



神楽岡通線



- ・市では、自然樹形を保つ路線として街路樹を管理している。
- ・沿線住民が、市に協力し落ち葉拾いなどを行っている。
- ・地域住民が、潤いある通りづくりのため、植樹柵にハーブを植える活動をおこなっている。

●目標像

街路樹や庭先の花壇が通りを彩り、人が歩いていて楽しい雰囲気をつくる。まちの入口となる場所では、看板などが整理されており、まちの美しさを引き立て、期待感を高めるような道路を目指す。

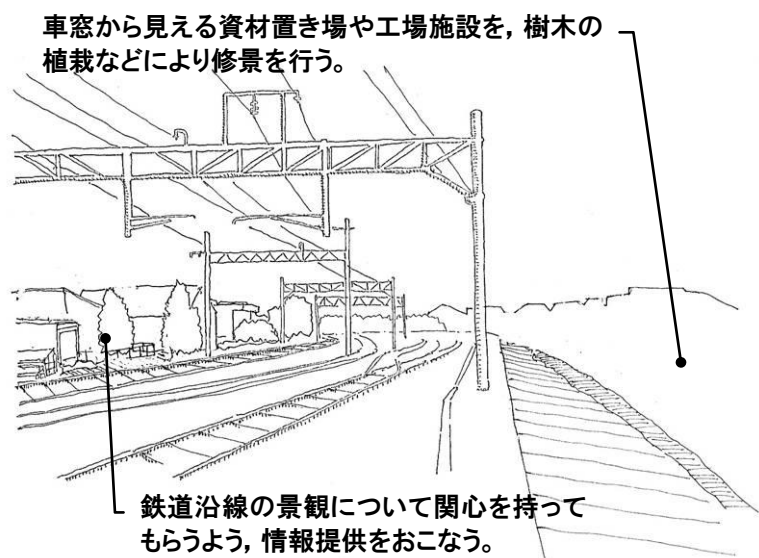
(2) 鉄道沿線

● 取組例

- ・車窓から見える資材置き場や工場施設などを、樹木の植栽などにより修景を行う。
- ・高架橋は、圧迫感を抑制するとともに、まち並みに調和したものとする。
- ・鉄道沿線の景観について関心を持ってもらうよう、情報提供をおこなう。

● キーワード

- ・都市への入口の演出
- ・鉄道高架の修景
- ・景観阻害要素の整理



● 目標像

背景に見えるまちや山並みの美しさをより一層引き立て、周囲の景観を楽しめる鉄道景観を目指す。

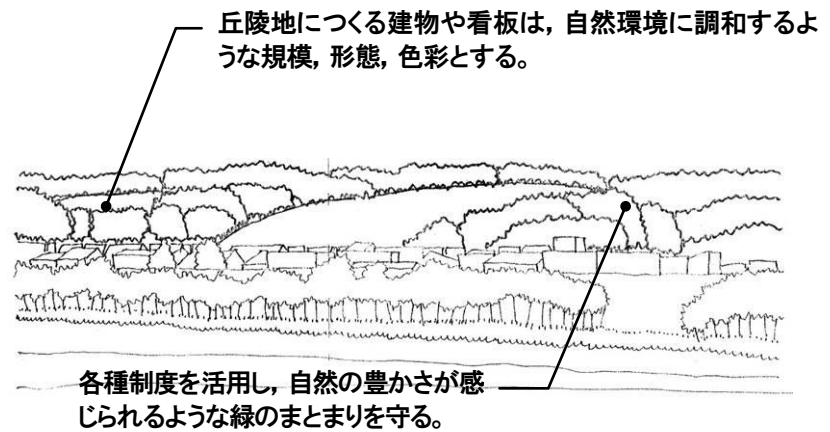
(3)丘陵斜面地

●取組例

- ・各種制度を活用し、自然の豊かさが感じられるような緑のまとまりを守る。
- ・丘陵地につくる建物や看板は、自然環境に調和するような規模、形態、色彩とする。

●キーワード

- ・四季の変化
- ・まちの背景
- ・緑地の保全
- ・公園緑地としての利活用
- ・眺望ポイントの保全と活用



神居地域の丘陵斜面



- ・行政は、一部を環境緑地保護地区に指定し緑地の保全を図っている。
- ・事業者が、丘陵の上の建物について、周辺と調和した色彩となるよう配慮したものがある。

●目標像

緑の豊かさが感じられる斜面がまちの輪郭を形づくり、斜面に立地する建築物や土木構造物は、斜面の緑の中に溶けこむように配慮された、一体的で連続的な緑を感じさせる丘陵を目指す。

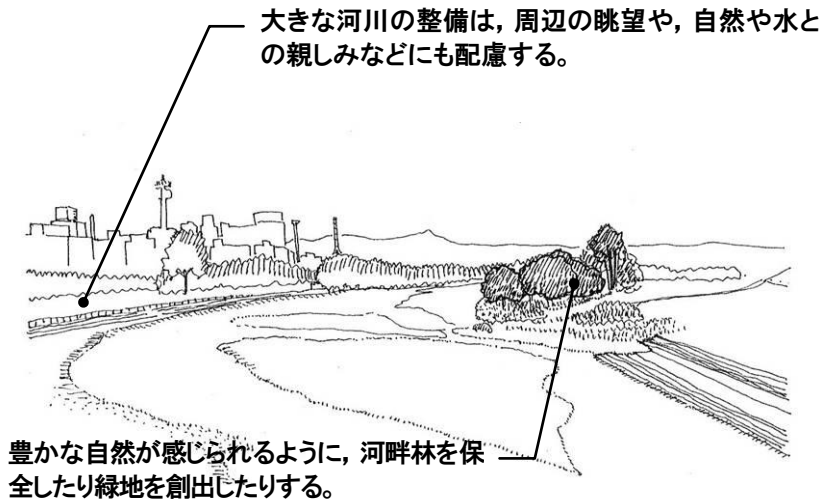
(4)河川

●取組例

- ・豊かな自然が感じられるように、河畔林を保全したり緑地を創出したりする。
- ・橋梁の整備は、河川全体の景観との調和を図る。
- ・大きな河川の整備は、周辺の眺望や、水との親しみなどにも配慮する。
- ・河川の美化運動を展開する。

●キーワード

- ・水と緑の連なり
- ・川からの大雪山連峰などの遠望



永山新川



- ・牛朱別川と石狩川をつなぐ人工的な川である。
- ・行政は、水鳥や水に親しめる場所や多くの緑地を整備している。

●目標像

河畔林や水の流れ、そこにやってくる水鳥など、豊かな自然が感じられ、川から見通す大雪山などの眺めが確保される河川空間を目指す。

3 景観ポイント における 取組例

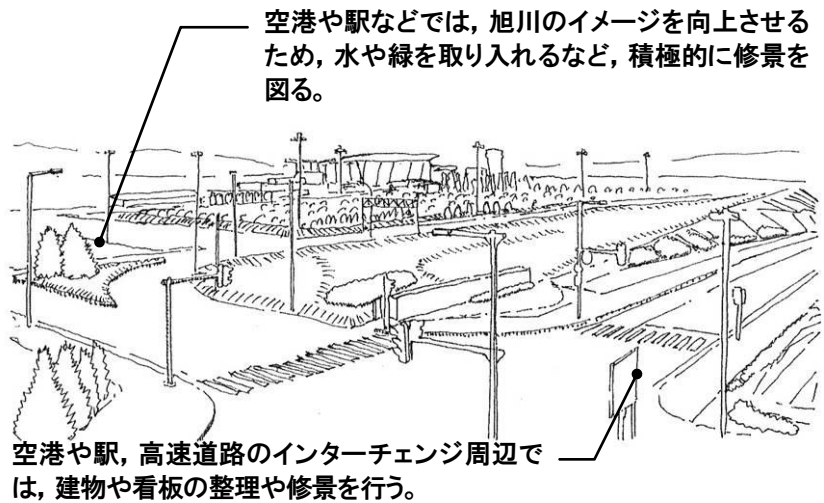
(1)交通拠点

●取組例

- ・空港や駅などでは、旭川のイメージを向上させるため、水や緑を取り入れるなど、積極的に修景を図る。
- ・空港や駅、高速道路のインターチェンジ周辺では、建物や看板の整理や修景を行う。

●キーワード

- ・入口としての役割
- ・場面転換の演出



JR旭川駅



- ・忠別川の自然空間と既存市街地の都市空間を融合させ、印象的な駅舎とした。
- ・大雪山・十勝岳連峰の眺望や、買物公園からの見え方に配慮して設計された。

●目標像

自然や水、緑にあふれた旭川を印象づける修景により、まちへの期待感や帰郷したときの安心感を高めるような場所を目指す。

(2)眺望点

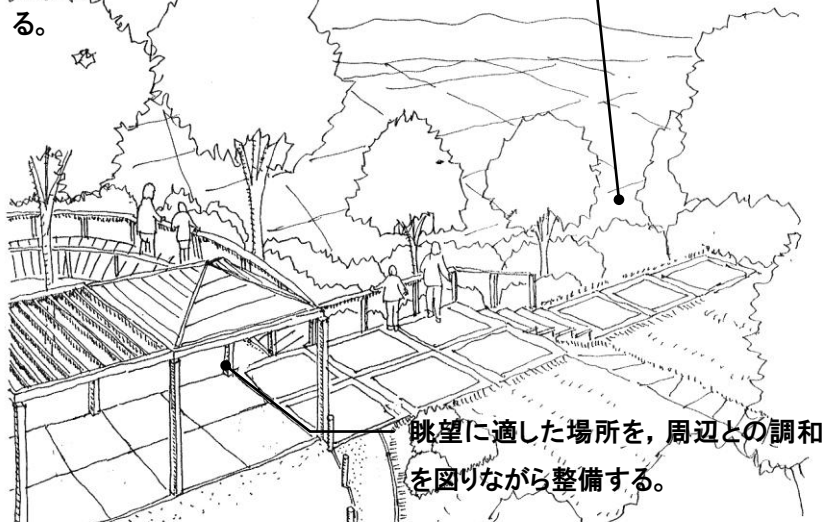
●取組例

- ・眺望に適した場所を、周辺環境との調和を図りながら整備する。
- ・丘陵や橋、堤防などにある優れた眺望点について、情報提供する。
- ・眺望点の周辺では、眺望を遮らないように、建物や看板の位置や意匠を工夫する。

●キーワード

- ・場所ごとに異なる眺望性
- ・眺望点の整備

眺望点の周辺では、眺望を遮らないように、建物や看板の位置や意匠を工夫する。



眺望に適した場所を、周辺との調和を図りながら整備する。

旭山からの眺望



- ・市は、旭山を都市公園として位置づけ、自然の保全を図っている。
- ・園内には、展望地までの道路やあずまやなども整備されている。

●目標像

丘陵地や橋からの眺望を大切にし、市民や来訪者が旭川の景観の魅力を体験したり、景観に対する興味や意識を高めたりする場を目指す。

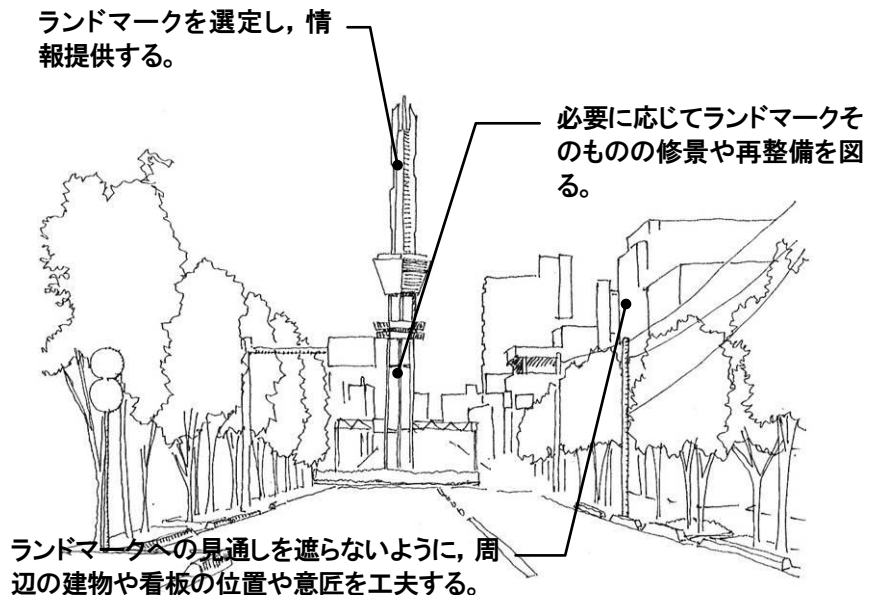
(3)ランドマーク

●取組例

- ・ランドマークを選定し、情報提供する。
- ・必要に応じてランドマークそのものの修景や再整備を図る。
- ・ランドマークへの見通しを遮らないように、周辺の建物や看板の位置や意匠を工夫する。

●キーワード

- ・旭川を象徴するランドマーク
- ・見通しの確保
- ・背景を意識した対比の保全



旭橋



- ・市は、旭川八景の一つとしてPRしている。
- ・旭川八景の選定において、市民に人気があり「川のまち旭川」のイメージに強く結びついている。

●目標像

市民や来訪者が旭川をイメージしたり、場の特徴を捉える手がかかりとなるような、存在感があり印象に残るランドマークを目指す。

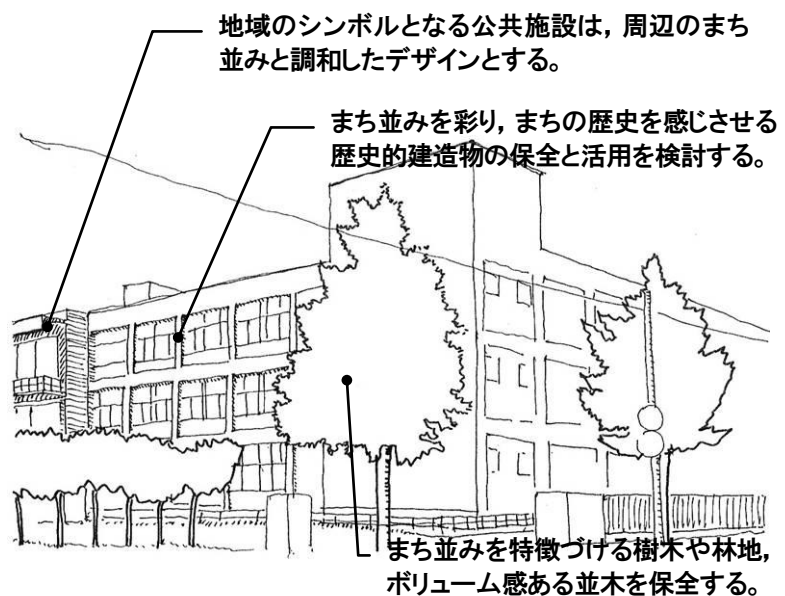
(4) 景観形成重要物

● 取組例

- ・地域のシンボルとなる公共施設は、周辺のまち並みと調和したデザインとする。
- ・まち並みを彩ったり、まちの歴史を感じさせたりする建造物の保全と活用を検討する
- ・まち並みを特徴づける樹木や林地、ボリューム感ある並木を保全する。

● キーワード

- ・まち並みの特徴づけ
- ・暮らしの中のアクセント
- ・重要物となる施設の質の向上や保全



旧岡田邸



- ・建物の取り壊し計画が持ち上がった時に、市民有志による保存運動が行われた。
- ・現在は建物を利用しながら保存する手法がとられている。

● 目標像

地域の歴史やまち並みの味わいを深める存在として、良好に保全・活用され、市民にも親しまれる場を目指す。

景観づくりの展開例で取り上げた場面について、該当する場所を地図に示しました。
 都市計画区域内については、旭川市都市計画マスタープランの地域別構想に基づいた景観づくりを推進することとします。

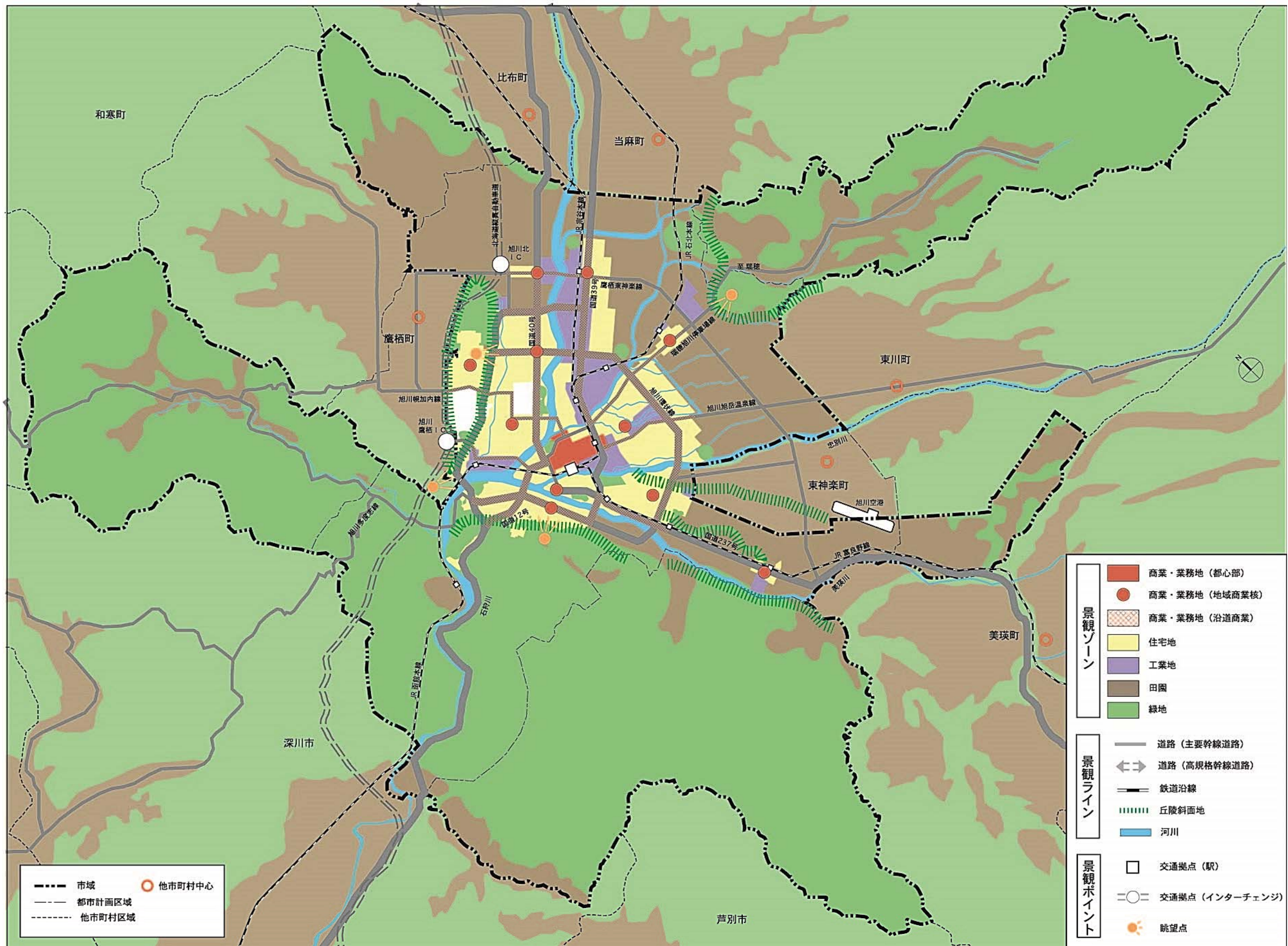


図5-1 旭川の景観展開図

參考資料

1 関連制度

景観形成に関連する各種の制度と関係法令

表-1 関連制度一覧

平成 28 年 3 月末現在

| 制度名称 | 関係法令 | 内容 | 本市指定状況等 |
|-------------|------------------------------------|---|---------|
| 地区計画 | 都市計画法 建築基準法 | 良好な市街地環境の形成及び保全を図る目的で道路、公園、緑地等の公共空間の整備と建築物等に関し、必要な事項を総合的に定め、地区の特性を活かしたまち並みをつくる制度 | 24 箇所 |
| 高度地区 | 都市計画法 | 用途地域内において、市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度、又は最低限度を定める制度 | なし |
| 高度利用地区 | 都市計画法 建築基準法 | 用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める制度 | 1 箇所 |
| 特定街区 | 都市計画法 建築基準法 | 市街地の整備改善を図るため、街区の整備や造成が行われる地区において、その街区区内における建築物の容積率、高さの最高限度、壁面の位置の制限を定める制度 | なし |
| 風致地区 | 都市計画法 | 都市の風致を維持するための地区を定め、建築行為等について必要な規制をすることができる制度 | なし |
| 景観地区 | 景観法 | 市街地の良好な景観の形成を図るため、地区を定めて建築物の形態意匠等について必要な規制をすることができる制度。工作物の形態意匠等については地方公共団体の条例により制限できるとされている | なし |
| 緑地保全地域 | 都市緑地法 | 無秩序な市街化や災害の防止のためになるものや地域の生活環境を確保するために保全する必要がある相当規模の緑地について、建築行為等を緩やかに制限する制度 | なし |
| 特別緑地保全地区 | 都市緑地法 | 都市計画区域内の緑地で、無秩序な市街化の防止のためになるものや伝統的・文化的意義を有するもの、または風致や景観が優れたもの等を地区指定し、建築行為等を制限する制度 | なし |
| 緑化地域 | 都市緑地法 | 緑地が不足している市街地で、一定規模以上の敷地に建物を新増築する際に、定められた緑化率以上の割合で敷地内を緑化することを義務づける制度 | なし |
| 緑地協定 | 都市緑地法 | 土地所有者等が、全員の合意に基づき、植樹する樹木の種類や場所、緑地の保全等についての協定を結ぶことができる制度。市町村長の認可を受けることにより、協定締結後の新たな土地所有者等にも効力が及ぶ | なし |
| 市民緑地 | 都市緑地法 | 都市内に緑を確保し、良好な都市環境を形成するために、地方公共団体や法に定める緑地を管理する団体が土地所有者等と契約を交わして、緑地や緑化施設を設置・管理し、住民に開放する制度。 | なし |
| 生産緑地地区 | 生産緑地法 | 市街地化区域内において緑地・環境保全的な機能等に優れた農地等を計画的に保全するための地区を定め、建築行為等を規制する制度 | なし |
| 総合設計制度 | 建築基準法 | 一定規模以上の敷地内に一般に開放された空地等を設けることにより、市街地環境の整備改善に貢献すると認められる建築物に対して、容積率や高さの制限を緩和する制度。 | 3 箇所 |
| 生産緑地地区 | 生産緑地法 | 市街地化区域内の農地等のうち、今後も農林漁業用地として利用していく地区を緑地、防災空地として保全するために建築行為等を規制する制度 | なし |
| 建築協定 | 建築基準法 | 住宅地、商業地等の土地所有者等が、全員の合意に基づき、法令よりも高度な建築物の形態、用途、意匠等の基準を定めることができる制度。特定行政庁の認可を受けることにより、協定締結後の新たな土地所有者等にも効力が及ぶ。 | なし |
| 河川保全区域 | 河川法 | 河川管理者が河岸又は河川管理施設を保全するために必要があると認めるときに、河川区域に隣接する一定の区域を指定できる制度 | なし |
| 伝統的建造物群保存地区 | 文化財保護法 | 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群とその環境を保存するため、地区を指定し、建築行為等を規制するとともに、建造物等の管理、修景等を行う制度 | なし |
| 指定文化財 | 文化財保護法 北海道文化財保護条例 旭川市文化財保護条例 | 文化的に価値の高い建造物等を指定し、歴史、文化等の保護を図る制度 | 16 箇所 |
| 登録文化財 | 文化財保護法 | 歴史的な建造物等を資産として活かし、緩やかに保全していくための登録制度 | 16 箇所 |

| | | | |
|----------------------|----------------------|---|-----|
| 環境緑地 保護地区 | 北海道 自然環境等 保全条例 | 市街地及びその周辺のうち環境緑地として維持又は造成することが必要な地区を指定し、地区内の建築物や工作物の新築及び増改築、土地の形質の変更、樹木の伐採等の行為に届出を要する制度 | 1箇所 |
| 広告物活用地区 | 旭川市屋外 広告物条例 | 活力あるまち並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域を指定し、広告物に対する規制を緩和することができる制度 | 1箇所 |
| 広告景観 整備地区 | 旭川市屋外 広告物条例 | 良好な広告景観の創出に向けて、広告物の表示に関する基本方針を定め、きめ細やかな制限を行う制度 | 1箇所 |

2 景観づくりの展開例

市民参加による景観づくりワークショップの意見を取り入れた展開例

表-2 景観づくりの展開例①

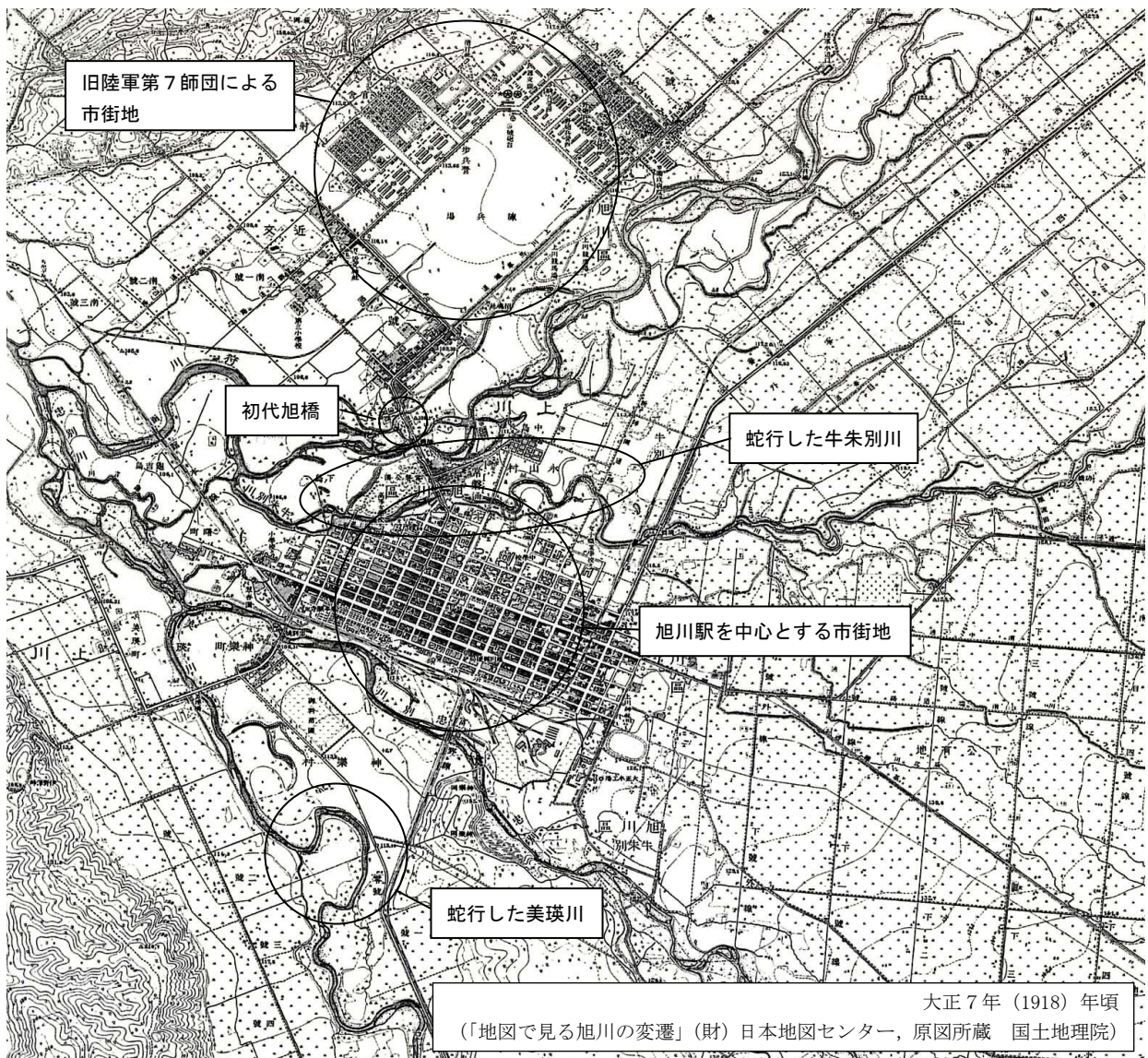
| 場面 | 取組例 | 特性や課題 | キーワード | 目標像 |
|-------|---|--|---|---|
| 住宅地 | <ul style="list-style-type: none"> ●花や木が連続するような、道に開かれた庭先づくりを進める。 ●地域のシンボルとなっている、樹木や建物などを保全する。 ●街路樹や公園の緑が豊かに通りを彩るように、公共空間の緑化を進める。 ●落ち着きのある住宅地を目指すため、建築物の色彩の統一やオイルタンクなどの修景を行う。 ●雪かきや落ち葉の掃除、通りにもれるあかりなど、生活感の感じられる景観を目指す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・旭川の住宅地は、屯田兵の入植や旧陸軍第七師団の設置などを契機として整備が始まり、戦後の人口増加に合わせた大規模宅地開発により、特徴的な景観が生み出されてきた。 ・戦前から開発されていた北星地区や、旧町村時代に形成された神楽地区などの住宅地では、古い家並みの中に新しい住宅や集合住宅が混在するまち並みが見られる。 ・東光や豊岡などの新しい住宅地は、同時期に大規模な宅地開発によって形成されたため、道路や公園、街路樹は整備されているが、画一的なまち並みとなっている部分も見受けられる。 ・緑が丘では、計画的に育てられた豊かな緑が良好な雰囲気を醸し出している。 ・住宅地では、住民の生活が感じられる庭先や街路の緑、車庫や灯油タンクなどの通りから見える部分の姿が、景観の印象を大きく左右している。この部分の修景を図ることが必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・街路樹 ・色彩 ・落ち着き ・個性的な家並み ・庭先の緑 ・暮らしぶり | 庭や通りに緑があふれ、家々の暮らしぶりが感じられる落ち着きのある家並みを目指す。 |
| 商業業務地 | <ul style="list-style-type: none"> ●店舗を新築、改築する場合は、建築物、看板の形態や色彩など、商店街の雰囲気に合わせる。 ●ポイントとなる場所に水や緑を取り入れ、うるおいや親しみのある雰囲気をつくる。 ●昼の表情とともに、夜の表情も魅力あるものになるよう、照明などを工夫する。 ●都心や郊外など、それぞれの場所の特徴に合わせた店舗や店先づくりを進める。 ●人が歩いて楽しい通りになるよう、明るい店先づくりを進める。 ●景観協定や建築協定などを活用する | <ul style="list-style-type: none"> ・旭川の商業・業務地は、市の中心部にその大部分が集中している。 ・飲食店の集積する地区、業務系施設の集積する地区など、中心部の中にも様々なまち並みが形成されている。旭川の特徴である自然を感じさせる場所が少なく、まちの顔として印象づける要素が乏しいとも言える。 ・近隣町村と合併した歴史から、それらの町村の中心部であったところは、地域の商業核となっている。市民の生活スタイルの変化によって、空き店舗や空地の出現など、まち並みが崩れているところも見受けられる。 ・住宅地の拡大にともない、環状線などの沿道には、車での利用を中心とした大規模店舗の出店が進み、道路沿いに連なる広告物と多様な形態や規模の建築物が住宅街に接して立地している。このため、景観の調和がとれていない状況が発生している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・人の目線 ・にぎわい ・水と緑 ・多様な表情 ・個性 ・看板 | 地域性を感じさせる緑などをポイントとして、場所に合ったメリハリと賑わいのある雰囲気を感ずることのできる商業・業務地とする。 |
| 工業地 | <ul style="list-style-type: none"> ●住宅と混在する工場、作業場では、作業風景が見えたり、看板を出したりするなど、周辺の人びとに中の様子が伝わるようにする。 ●住宅地、商業地などに隣接する工場では、建物や看板の形態、色彩、駐車場の修景など、周辺と調和したものとする。 ●周辺の景観に大きな影響を与える大規模な工場は、建物の形態や色彩など周辺環境と調和させたり、敷地の緑化による修景を図る。 ●昔の産業の名残を感じさせる場所や建物を保全し、地域の特徴を伝える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・旭川は、石狩川流域の豊かな森林を資源として木材加工業や製紙業が発達した。それらがもたらす香りや音、木の素材感などにより、特徴ある雰囲気が醸し出されてきた。 ・旭川は、交通の要所でもあり、道北の拠点として発展してきた。流通産業が国道や高速道路、鉄道の周辺に集まっており、物流に関わる風景も旭川らしい産業景観といえる。 ・中規模や大規模な工業施設は、近年、郊外に工業団地等が整備され、周辺環境との調和を図った緑化や建築物の配置が行われている。 ・鉄道や幹線道路の沿線に見られる工業施設では、周辺の住宅や店舗などと調和していないところも見受けられる。 ・北星地区など、小さな工場が多かった場所では、生活と産業が一体となった独特の風情を形成していた。産業の転換や生活環境との問題などから、廃業や空洞化が進んでおり、まち並みが大きく変化しつつある。 ・新しい工業施設が郊外や幹線沿道で建設されながら、旭川らしい雰囲気が感じられる工場が身近な場所から姿を消しつつある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・特色ある産業が感じられる雰囲気 ・生活との混在 ・下町の情緒、にぎわい ・さまざまなシーン（情景） | 小さな工場などが散在する場所では、下町の雰囲気が残り、暮らしの匂いが感じられる工業地を目指す。大規模な工業団地、幹線沿道の工業施設は、積極的な緑化や修景を行い、田園や住宅地など周辺環境やまち並みとの調和を図る。 |
| 田園 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域のシンボルとなっている屋敷林や防風林などを保全する。 ●沿道に放置された廃車の撤去や、周辺から見える資材置き場などの修景を行う。 ●建築物の色彩、形態や看板は、田園景観に調和したものとする。 ●周辺の市町村と連携しながら、周辺部の田園景観を保全する。 ●田園景観の美しさについて情報を発信し、田園に対する関心を高めていく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな農地が市街地の周りに存在し、市街地を取り巻く水田や丘陵地に広がる畑地は、旭川だけでなく、美瑛や当麻などの周辺の町の農地と一体となって、上川地方の代表的な景観を形づくっている。 ・開拓時の名残を感じさせる屋敷林や防風林と、水田の水と緑が市街地を縁取り、後背の山並みと一体となって、上川盆地の特徴を最もよく伝える場所となっている。 ・郊外の西神楽や江丹別では、蕎麦などの花や牧草地の緑、いろいろな作物が丘陵の風景を彩っており、丘陵農地の美しさを目の当たりにすることができる。こうした田園や農業活動を身近に感じられることは、旭川の産業の奥深さを物語るものとして貴重である。 ・市街地に近い場所では、廃棄物置場や工場などが見られたり、病院や保育園などの福祉施設が建てられたりしており、田園、住宅地双方の景観と調和していない場所もある。 ・田園は、生産の場としての機能だけでなく、旭川の魅力を高めている景観のひとつと考えて取り組むことが必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・田園の生活感 ・建築物などの周辺との調和 ・四季の変化 ・見せる場としての意識 ・障害要素の排除・修景 ・周辺市町村と連携した景観保全 | 背景の山並みと一体となって四季の変化が感じられ、農業の営みが感じられる豊かな田園地域を目指す。 |
| 緑地 | <ul style="list-style-type: none"> ●緑地の保全を図るため、各種制度を活用する。 ●緑地内に建設される建物などの規模、形態、色彩は、自然環境に調和したものとする。 ●放置された廃車の撤去や、資材置き場などの修景を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の山地や丘陵地、河川に近接する緑地は、市街地のいろいろな場所から緑の壁となって視線を受け、旭川の地形的特徴と緑の豊かさを印象づけている。 ・都心の近くでも貴重な動植物を目にできることから、自然的にも旭川らしい良さを実感させる貴重な場である。 ・周辺の丘陵地、山岳地は市町村の境を越えて遠望できる景観資源であり、周辺の町村にとっても重要なものであることから、広域的な取組も含めて保全していくことが求められている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然、自然と親しめる場所 ・公園緑地としての利活用 ・緑地の保全 ・広域的な取組 | 身近に自然がある旭川を象徴する場所として、保全が進められ、多様な動植物を楽しめる場所として活用される緑地を目指す。 |

表-3 景観づくりの展開例②

| 場面 | 取組例 | 特性や課題 | キーワード | 目標像 |
|---------|--|---|---|--|
| 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ●照明や案内看板などは、周辺の景観に配慮したものとする。 ●広告看板の形態や色彩は、周辺の景観に調和したものとする。 ●潤いのある道路とするため、街路樹の健全な育成を図ったり、植樹樹での花壇づくりを進める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・旭川は、格子状に道路が整備されてる。しかし、河川によって、その格子が崩れた場所や道路の方位が変わるなど、格子状に引かれた道路が持つ単調さが解消されているところもある。 ・旧陸軍の閲兵場の後である井上靖大通りや旧大町岐線の跡地を利用した北の散歩道など、昔の名残りを活かした特徴的な歩行者道路が整備されている。日本初の恒久的歩行者専用道である買物公園が生まれ、緑や水をふんだんに取り入れた遊歩道が整備されるなど、その通りが地域の景観を彩る重要な要素になっている場合もある。 ・周辺市町村からの主要動線である幹線道路沿線は、様々な広告物や占用物等が不統一に配置されている場所もある。隣接した市町村と連携し、連続的な道路整備が求められている。 ・生活道路では、管理面の問題から健全な街路樹の育成等が図れず、潤いが少ない道路景観となっている場所もある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・まち並みを眺める場所 ・人の流れ ・景観阻害要素の整理 ・広域的な連続 | <p>街路樹や庭先の花壇が通りを彩り、人が歩いていて楽しい雰囲気をつくる。まちの入口となる場所では、看板などが整理されており、まちの美しさを引き立て、期待感を高めるような道路を目指す。</p> |
| 鉄道沿線 | <ul style="list-style-type: none"> ●車窓から見える資材置き場や工場施設などを、樹木の植栽などにより修景を行う。 ●高架橋は、圧迫感を抑制するとともに、まち並みに調和したものとする。 ●鉄道沿線の景観について関心を持ってもらうよう、情報提供をおこなう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・トンネルを抜けて盆地に入ったり、田園部を通過して川を渡るなど、ダイナミックに変化する沿線の景観は、旭川を印象づける特徴的なものとなっている。 ・鉄道側がまち並みの裏側になる場合が多いことから、まちの表情が見えず、工場裏などの雑然とした景観が続く場面がある。 ・今後の鉄道高架化により、都心部の景観の境目となることが予想される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市への入口の演出 ・鉄道高架の修景 ・景観阻害要素の整理 | <p>背景に見えるまちや山並みの美しさをより一層引き立て、周囲の景観を楽しむための鉄道景観を目指す。</p> |
| 丘陵斜面地 | <ul style="list-style-type: none"> ●各種制度を活用し、自然の豊かさが感じられるような緑のまわりを守る。 ●丘陵地につくる建物や看板は、自然環境に調和するような規模、形態、色彩とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・丘陵斜面は、四季の彩りあふれるまちの景観の背景を生み出しており、河川とともに景観の骨格を構成する重要な要素となっている。 ・丘陵の頂は、開拓期のまちづくりの際に目印として利用されていたと考えられるものがある。古くからある幹線道路の先にそうした頂が見通せるケースが多く、まちづくりの名残を感じさせている。 ・市内のいろいろな場所から見通せる丘陵地は、まちを見下ろす眺望ポイントともなっており、変化に富んだ景観資源を提供している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・四季の変化 ・まちの背景 ・緑地の保全 ・公園緑地としての利活用 ・眺望ポイントの保全と活用 | <p>緑の豊かさが感じられる斜面がまちの輪郭を形づくり、斜面に立地する建築物や土木構造物は、斜面の緑の中に溶けこむように配慮された、一体的で連続的な緑を感じさせる丘陵を目指す。</p> |
| 河川 | <ul style="list-style-type: none"> ●豊かな自然が感じられるように、河畔林を保全したり緑地を創出したりする。 ●橋梁の整備は、河川全体の景観との調和を図る。 ●大きな河川の整備は、周辺の眺望や、水との親しみなどにも配慮する。 ●河川の美化運動を展開する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・旭川の景観的骨格を成す大河川は、治水の観点から堤防が高く、視覚的に市街地を区分するとともに、高い堤防は、広がりのある眺望を提供しており、河川を渡るときにドラマチックな景観を見せてくれる。 ・大河川は、大雪山連峰から周辺の町を流れ、旭川へと結ぶ帯として、市街地に緑を引き入れ潤いのある景観を提供している。 ・河川は、緑と水によって多様な表情の変化をもたらすと同時に、旭川の自然の豊かさを象徴するものである。 ・川から見通す大雪山連峰やまちのスカイラインなど、河川は、旭川らしい景観を最も身近に感じる場所となっている。 ・市街地を流れる中小の河川は、まち並みの中に景観の切り替わりや緑のアクセントをもたらしており、個性ある景観形成の重要な要素となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・水と緑の連なり ・川からの大雪山連峰などの遠望 | <p>河畔林や水の流れ、そこにやってくる水鳥など、豊かな自然が感じられ、川から見通す大雪山などの眺めが確保される河川空間を目指す。</p> |
| 交通拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ●空港や駅などでは、旭川のイメージを向上させるため、水や緑を取り入れるなど、積極的に修景を図る。 ●空港や駅、高速道路のインターチェンジ周辺では、建物や看板の整理や修景を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR旭川駅や旭川空港、インターチェンジなど、旭川への入口となる交通拠点は、旭川を最初に印象づける大切な場所である。 ・旭川空港では、大雪山連峰への見通しを確保するため、地域の住民や事業者の協力を得て、周辺の看板の整理や草花の植栽などの修景を行った。 ・丘陵地にある旭川鷹栖インターチェンジでは、市街地を見ながら市内に入る特徴がある。 ・JR旭川駅は、河川に近接し、中心市街より一段高い位置からまち並みを見通せる特徴をもっている。今後の駅周辺の再開発では、旭川らしい景観形成を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・入口としての役割 ・場面転換の演出 | <p>自然や水、緑にあふれた旭川を印象づける修景により、まちへの期待感や帰郷したときの安心感を高めるような場所を目指す。</p> |
| 眺望点 | <ul style="list-style-type: none"> ●眺望に適した場所を、周辺環境との調和を図りながら整備する。 ●丘陵や橋、堤防などにある優れた眺望点について、情報提供する。 ●眺望点の周辺では、眺望を遮らないように、建物や看板の位置や意匠を工夫する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・周囲を丘陵に囲まれている旭川は、場所ごとに異なる眺望が得られる特徴があり、眺望点として整備が進められている場所もある。 ・橋上は、視界が大きく開けて大雪山連峰や周囲の丘陵を遠望できる、旭川ならではの眺望点として貴重である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・場所ごとに異なる眺望性 ・眺望点の整備 | <p>丘陵地や橋からの眺望を大切に、市民や来訪者が旭川の景観の魅力体験したり、景観に対する興味や意識を高めたりする場を目指す。</p> |
| ランドマーク | <ul style="list-style-type: none"> ●ランドマークを選定し、情報提供する。 ●必要に応じてランドマークそのものの修景や再整備を図る。 ●ランドマークへの見通しを遮らないように、周辺の建物や看板の位置や意匠を工夫する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・遠景の大雪山連峰や旭橋、パルプ工場の煙突などは、旭川を象徴するとともに、場所の特徴や方向を認識する重要な手がかりとなる。これらの地形的特徴や大きな施設は、旭川を連想するときの代表的な景観要素であり、まち全体としての重要な役割と機能を有している。 ・旭川の景観的特徴を明瞭に示すランドマークとして、大雪山連峰が定着している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・旭川を象徴するランドマーク ・見通しの確保 ・背景を意識した対比の保全 | <p>市民や来訪者が旭川をイメージしたり、場の特徴を捉える手がかりとなるような、存在感があり印象に残るランドマークを目指す。</p> |
| 景観形成重要物 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域のシンボルとなる公共施設は、周辺のまち並みと調和したデザインとする。 ●まち並みを彩ったり、まちの歴史を感じさせたりする建造物の保全と活用を検討する。 ●まち並みを特徴づける樹木や林地、ボリューム感ある並木を保全する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物や公共施設などは、まち並みと一体となって、地域らしさを感じさせる景観のアクセントとなっている例が多くある。 ・まちの歴史を感じさせるレンガ倉庫や石造倉庫などの建造物や、神社や寺などにある古木は、地域における景観形成を図る上で、大切な要素のひとつとなっている。 ・学校や公園などの公共施設は、地域の目印になることが多いことから、周囲と調和した質の高い景観形成が求められる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの特徴づけ ・暮らしの中のアクセント ・重要物となる施設の質の向上や保全 | <p>地域の歴史やまち並みの味わいを深める存在として、良好に保全・活用され、市民にも親しまれる場を目指す。</p> |

3 旭川の歴史

市街地と河川の変化

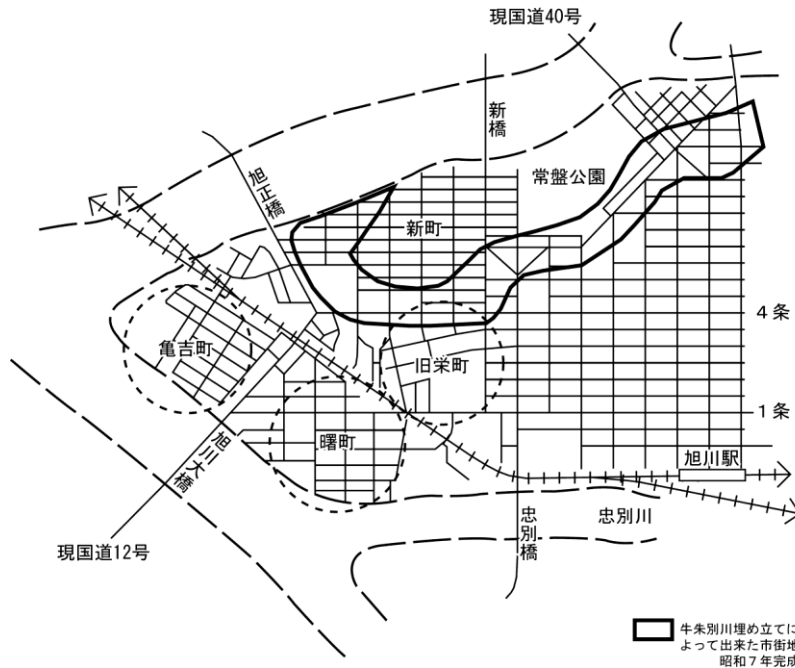


- 2つの市街地
- ・明治23年(1890年)に旭川・神居・永山の三村が置かれ、屯田兵の入植が始まり、兵舎の建築資材や生活物資等を扱う商業地が次第に形成された。
 - ・明治31年(1898年)鉄道の敷設により、旭川駅を中心とする商業地が大きく発展した。
 - ・明治34年(1901年)には、札幌から旧陸軍第七師団が現在の春光地区に移転し、その周辺が軍都として大きく発展した。
 - ・2つの市街地を結ぶ橋として、初代旭橋が明治37年(1904年)に、2代目(現在の)旭橋が昭和7年(1932年)に完成した。
- 蛇行する河川
- ・石狩川をはじめ、上川盆地を流れる河川は、図中のように蛇行した自然河川だった。
 - ・牛朱別川は市街地の近くを流れ、洪水の原因となっていたため、昭和5年(1930年)から昭和7年(1932年)にかけて河川切り替え工事を実施した。
 - ・見本林周辺の美瑛川は大きく蛇行しており、現在は、市街地を流れる小河川や入り組んだ道路にその名残を見ることができる。

格子状の道路パターン(市街地)

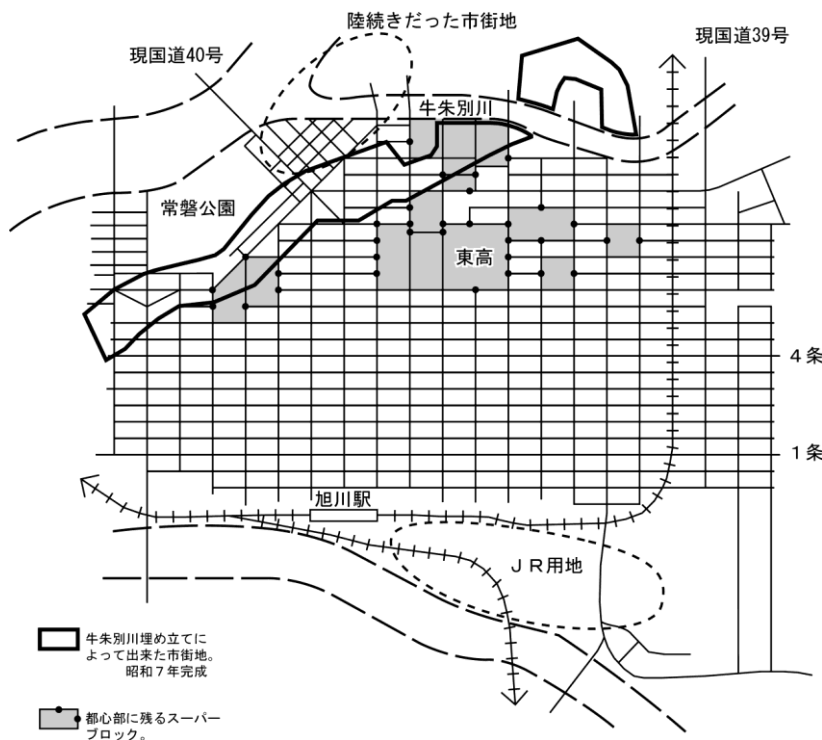
格子状の道路

- ・現在の中心部には、60間角(約109m)を基本にした区画が計画され、格子状の道路が引かれた。しかし、河川の埋め立てや鉄道、幹線道路の造成、公共施設の集積などにより、格子が崩れているところがある。



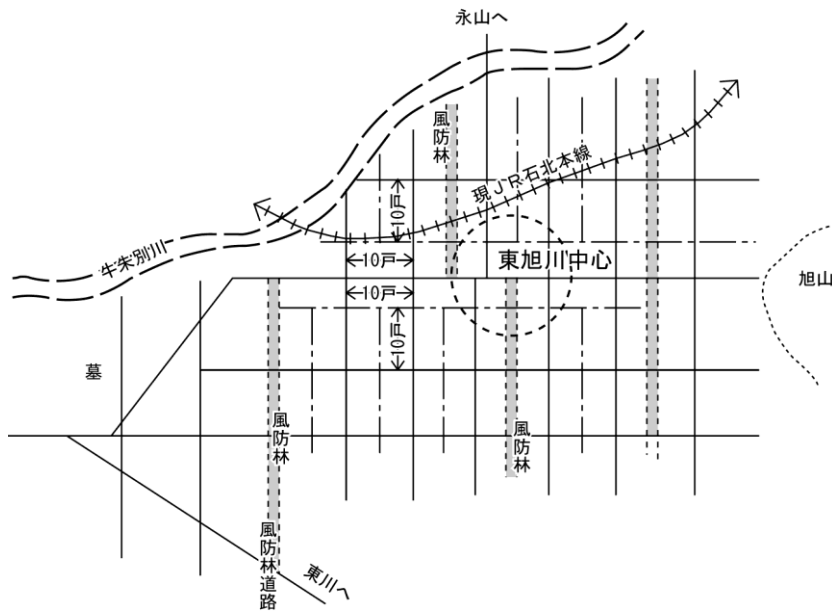
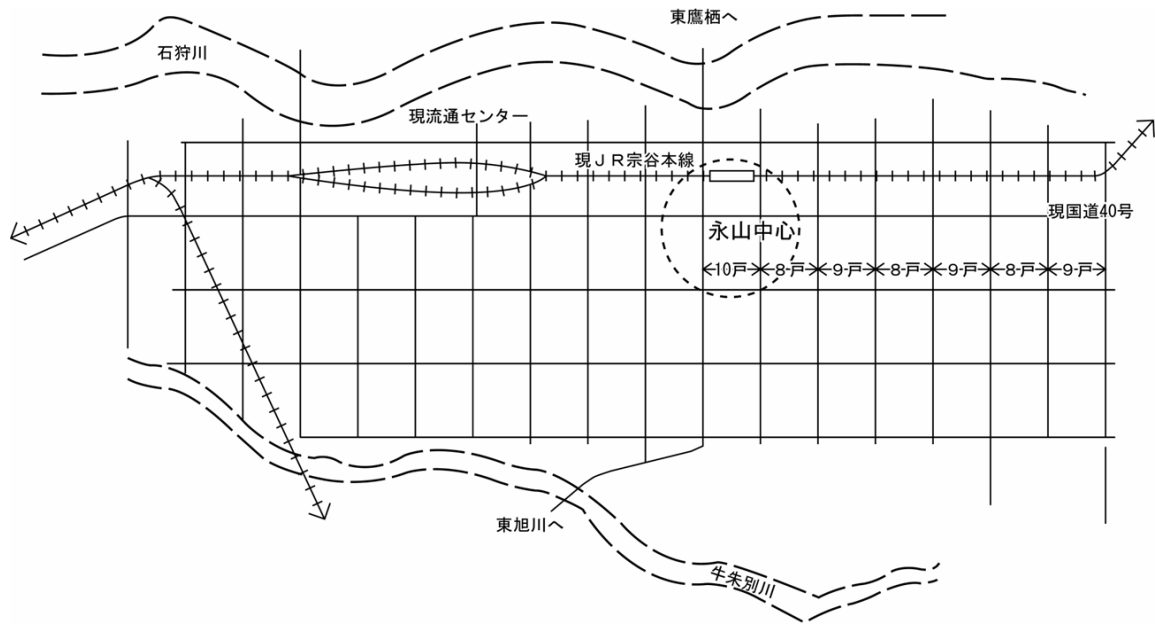
- ・ 亀吉, 曙, 新町, 旧栄町は, 河川の埋め立てにより一続きのまとまった土地となった。
- ・ しかし, 鉄道, 幹線道路, 堤防により, 道路の方向, 区画の大きさなど全て異なっている。

- ・ 昭和5年(1930年)から行われた牛朱別川の河川切り替え工事によって, 常盤公園周辺は市街地と地続きとなった。
- ・ 川の埋め立て地には, 川の流れに沿った道路や小中学校などの公共施設が造られた。



- ・ 中心部の広大な農事試作場跡地に, 明治36年(1903年)の上川中学校(現東高校)をはじめ営林署, 測候所などが配置された。
- ・ 現在の市役所, 市民文化会館, 保健所, 開発局など, 公共施設が大きな区画(スーパーブロック)に集中して立地しているのはこの名残である。

格子状の道路パターン(田園部)



↑永山村(現永山)周辺に見られる格子状の道路パターン

←旭川村(現東旭川)周辺に見られる格子状の道路パターン。点線で引かれた部分は風防林を示す。

屯田に由来する格子状の道路

- ・永山村では、1戸の間口を30間(約55m)として、8戸分と9戸分を交互に繰り返すパターンで幹線道が引かれている。
- ・旭川村では、1戸分の間口を30間、奥行きを150間とした。10戸分をひとまとまりにした組み合わせにより幹線道が引かれている。
- ・古い地図上には幅60間の防風林が配置されている。旭川神社がこの中に位置することから、現在の鎮守の杜は、風防林が残ったものと考えられる。

4 計画見直しの経過

| | |
|-----------|--|
| 平成 28 年 | |
| 12 月 26 日 | ・平成 28 年度第 1 回景観審議会 旭川市景観づくり基本計画の諮問 |

5 旭川市景観審議会委員

平成 28 年 9 月現在

委員 大矢 二郎

委員 川村 祐子

委員 小山 良榮

委員 酒井 健一

委員 瀬住 明聡

委員 松村 博文

委員 八重樫 良二

委員 山本 裕美

旭川市景観づくり基本計画
平成29年 月

旭川市 地域振興部 都市計画課

旭川市6条通10丁目第3庁舎
電話:(0166)25-9704
FAX:(0166)27-3466